

平成13年分

所得税の確定申告の手引き

～確定申告書 B～



目次

所得税の仕組み	1ページ
あらまし	2ページ
確定申告について	3ページ
申告書の記載例	7ページ
申告書の書き方	9ページ

この手引きでは、一般的な事項について説明しています。

インターネットの国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】では、確定申告に関する情報やタックスアンサー【<http://www.taxanser.nta.go.jp>】に関する情報等を提供しています。

タックスアンサーは税金に関する疑問について、コンピュータが電話音声・ファクシミリ・インターネットでお答えしますのでご利用ください。電話音声・ファクシミリのタックスアンサーをご利用の際に必要な「タックスアンサーコード表」は、税務署や市区町村の窓口にて用意してあります。

申告や納税についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署(所得税担当)や税務相談室におたずねください。



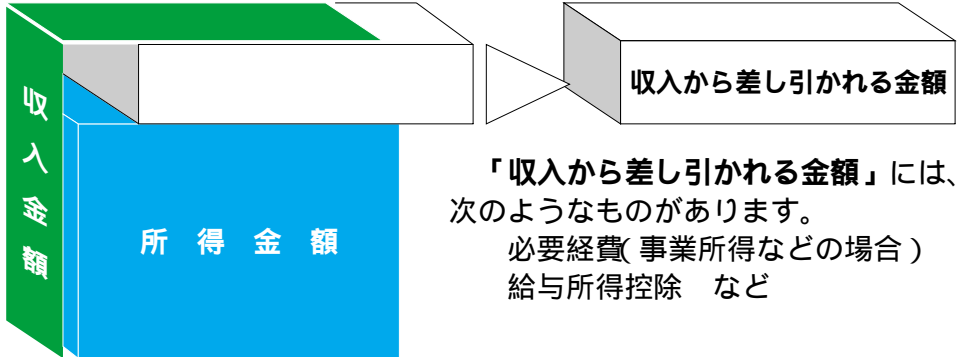
所得税の仕組み

所得税は、個人の所得に対してかかる税金で、その方の1年間のすべての所得から「所得から差し引かれる金額」を差し引いた残りの「課税される所得金額」に税率を適用して税額を計算します。

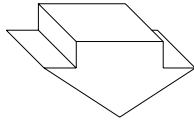
所得が1種類のみで納める税金が発生する場合の計算の流れは、次のようになります。

「収入金額」には、次のようなものがあります。

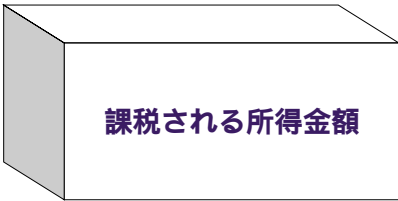
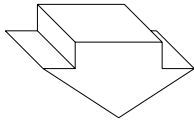
- 物品の販売業の場合には、
売上・雑収入など
- 不動産の貸付けの場合には、
家賃・地代
- 給与所得者の場合には、
給料など
- 生命保険契約等に基づき
支払いを受けた一時金



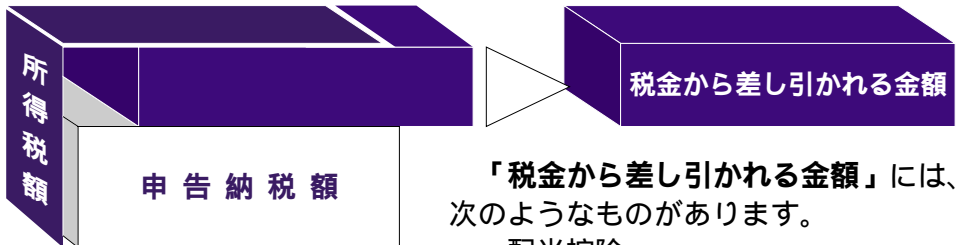
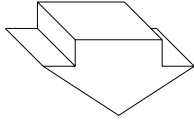
「収入から差し引かれる金額」には、次のようなものがあります。
必要経費(事業所得などの場合)
給与所得控除 など



「所得から差し引かれる金額」には、次のようなものがあります。
社会保険料控除 医療費控除
老年者控除 扶養控除
基礎控除 など



× 税率 . . . 「課税される所得金額」に応じた税率を乗じます。



「税金から差し引かれる金額」には、次のようなものがあります。
配当控除
住宅借入金(取得)等特別控除
定率減税額 源泉徴収税額 など

あ ら ま し

所得の種類

種 類	あ ら ま し	説 明	
事業	営業等	商・工業や漁業、自由業などの自営業から生ずる所得	10ページ
	農業	農業から生ずる所得	
不動産	土地や建物などの貸付けから生ずる所得	11ページ	
利子	公社債や預金の利子などによる所得	12ページ	
	法人から受ける利益の配当などによる所得		
給与	俸給や給料、賃金、賞与、歳費などによる所得	13ページ	
雑	公的年金等	国民年金や厚生年金、公務員の共済年金などの公的年金等の所得	14ページ
	その他	原稿料や講演料など他の所得に当てはまらない所得	
総合課税の譲渡	機械やゴルフ会員権などの資産の譲渡から生ずる所得	15ページ	
一時	賞金や懸賞当せん金、生命保険契約等に基づく一時金などの所得	16ページ	

所得から差し引かれる金額（所得控除）

種 類	あ ら ま し	説 明
雑損控除	災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた場合	17ページ
医療費控除	1年間に支払った医療費が、一定額以上ある場合	18ページ
社会保険料控除	国民健康保険料や国民年金保険料などの社会保険料の支払いがある場合	19ページ
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法の共済契約に係る掛金、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度に係る掛金の支払いがある場合	
生命保険料控除	生命保険料や個人年金保険料の支払いがある場合	
損害保険料控除	火災保険料や傷害保険料の支払いがある場合	20ページ
寄付金控除	国、地方公共団体などに支出した寄付金や特定の政治献金などがある場合	21ページ
高齢者控除	65歳以上で、合計所得金額が1,000万円以下の場合	
寡婦、寡夫控除	寡婦（寡夫）である場合	22ページ
勤労学生控除	勤労学生である場合	
障害者控除	あなたや控除対象配偶者、扶養親族が障害者である場合	
配偶者控除	控除対象配偶者がいる場合	23ページ
配偶者特別控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が一定額以下である場合	
扶養控除	扶養親族がいる場合	24ページ
基礎控除	38万円の控除	

税金から差し引かれる金額（主なもの）

種 類	あ ら ま し	説 明
配当控除	配当所得がある場合	25ページ
住宅借入金(取得)等特別控除	家屋を住宅借入金等で新築、購入又は増改築等をした場合	26ページ
政党等寄付金特別控除	特定の政治献金のうち政党や政治資金団体に対するものがある場合	
定率減税額	定率減税前の所得税額の20%と25万円のいずれか少ない方の金額	27ページ
源泉徴収税額	給与や年金などから差し引かれた所得税額がある場合	

確定申告について

所得税の確定申告期間

平成13年分の所得税の確定申告期間は、

**平成14年2月16日(土)から
同年3月15日(金)まで**

です。

確定申告書の種類

この手引きは、申告書Bを使って、確定申告するためのものです。

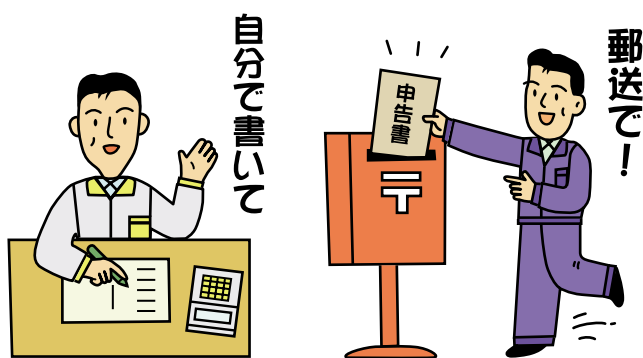
確定申告書には、AとBがあります。

まず、右の表で、使用する申告書を確認してください。

なお、使用する申告書がBに該当する方で、右表の「申告の内容」のうち①から⑦に該当する方は、その内容に応じて**分離用**(第三表(分離課税用))や**損失用**(第四表(損失申告用))を併せて使用します。

また、Aを使用する方は、別に専用の手引きがありますので、そちらをご覧ください。

なお、Bと併せて、**分離用**、**損失用**を必要とされる方は、**分離用**、**損失用**それぞれにも説明書がありますので、申告書とともに用意してください。



確定申告はお早めに!!



使用する申告書	申告の内容
A	申告する所得が給与所得や雑所得、配当所得、一時所得だけの方で、予定納税額のない方
B	Aに該当しない方
Bと分離用又は損失用を併用	① 土地建物等の譲渡所得がある方
	② 申告分離課税の株式等の譲渡所得等がある方
	③ 申告分離課税の商品先物取引の雑所得等がある方
	④ 山林所得や退職所得がある方
Bと損失用	⑤ 平成13年分の所得金額が赤字の方
	⑥ 雑損控除額を平成13年分の所得金額から控除すると赤字になる方
	⑦ 繰越損失額を平成13年分の所得金額から控除すると赤字になる方

それぞれの申告書には、控えを用意しています。申告書の下書きや翌年以降の参考としてご利用ください。

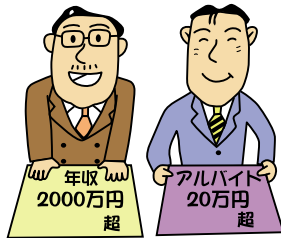
確定申告の必要がある方

1 事業所得や不動産所得などがある方の場合

平成13年分の各種の所得金額の合計額から基礎控除その他の所得控除を差し引き、その金額に基づいて計算した税額から配当控除額と定率減税額を差し引いて残額のある方は、申告をしなければなりません。

2 給与所得がある方の場合

給与所得者の大部分の方は、「年末調整」により所得税が精算されますので申告をする必要はありませんが、平成13年分の各種の所得金額の合計額から基礎控除その他の所得控除を差し引き、その金額に基づいて計算した税額から配当控除額と年末調整の際に控除を受けた住宅借入金(取得)等特別控除額、定率減税額を差し引いて残額のある方で、次のいずれかに当てはまる方は、申告をしなければなりません。



- (1) 平成13年中の給与の収入金額が2,000万円を超える方
- (2) 給与を1か所から受けていて、給与所得や退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円を超える方
- (3) 給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の各種の所得金額との合計額が20万円を超える方
ただし、給与所得の収入金額の合計額から雑損控除、医療費控除、寄付金控除及び基礎控除を除く所得控除の合計額を差し引いた残りの金額が150万円以下で、しかも給与所得及び退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円以下の方は、申告の必要はありません。
- (4) 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社から給与のほか、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払いを受けた方
- (5) 平成13年中の給与について災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた方
- (6) 外国の在日公館に勤務する方や家事使用人の方などで、給与の支払いを受ける際に所得税を源泉徴収されないこととなっている方

3 公的年金等に係る雑所得がある方の場合

平成13年分について、公的年金等に係る雑所得以外に申告する必要のある所得がない方で、公的年金等に係る雑所得の金額から基礎控除その他の所得控除を差し引き、その金額に基づいて計算した税額から定率減税額を差し引いて残額のある方は、申告をしなければなりません。

4 退職所得がある方の場合

退職所得については、一般的には申告をする必要はありませんが、退職金の支払いを受けるときに、「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかったため、20%の税率で源泉徴収がされた方で、その源泉徴収税額が正規の税額よりも少ない方などは申告をしなければなりません。

なお、退職所得を申告しなくてよい方でも、前記「1」から「3」の確定申告をしなければならない方は、退職所得以外の所得については申告をしなければなりません。

退職所得の計算は次のとおりです。

$$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 0.5$$

退職所得控除額の計算は次のとおりです。

勤続年数が

i 20年までの場合

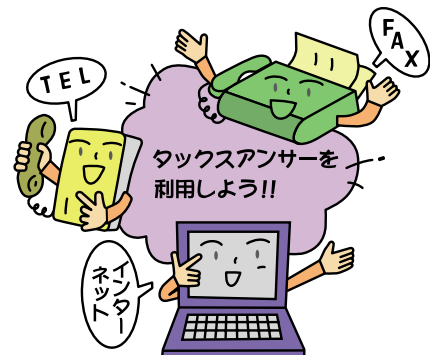
$$40\text{万円} \times \text{勤続年数}$$

(80万円より少ないときは80万円)

ii 20年を超える場合

$$70\text{万円} \times \text{勤続年数} - 600\text{万円}$$

障害者となったことにより退職した場合には、i 又は ii で計算した金額に100万円を加算します。



確定申告をすれば税金が戻る方

次のいずれかに当てはまる方で、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている方は、還付を受けるための申告（還付申告）をすることができます。この還付申告は、平成14年2月15日(金)以前でも税務署で受け付けていますから、なるべく早めに申告をしてください。

- 1 平成13年分の所得が一定額以下の方で、総合課税の配当所得や原稿料などがある方
- 2 給与所得者で、雑損控除や医療費控除、寄付金控除、住宅借入金(取得)等特別控除、政党等寄付金特別控除などを受けることができる方
- 3 公的年金等に係る雑所得以外に申告する必要のある所得のない方で、公的年金等に係る雑所得から徴収された税金が納め過ぎになっている方
- 4 平成13年の途中で退職した後就職しなかった方で、年末調整を受けなかった方
- 5 退職所得がある方で、その所得を含めて申告することによって源泉徴収された所得税から定率減税を受けられる方
- 6 予定納税をしている方で、確定申告の必要がなくなった方

給与所得者で確定申告をする必要がない方（給与所得や退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円以下の方など）が、還付申告をする場合には、給与所得や退職所得以外の各種の所得についても申告しなければなりません。

確定申告書付表と税額計算書等

確定申告書付表と税額計算書等として、次のものなどを税務署に用意しています。

確定申告書付表（特定投資株式の譲渡損失繰越用）
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の適用を受ける場合の必要経費の額の計算書
給与所得者の特定支出に関する明細書
変動所得・臨時所得の平均課税の計算書
私募証券投資信託等に係る配当控除額の計算書
住宅借入金(取得)等特別控除額の計算明細書
政党等寄付金特別控除額の計算明細書
外国税額控除に関する明細書
所得の内訳書
財産及び債務の明細書
医療費の明細書



税金の納付について(納付の際のご注意)

平成13年分の所得税の確定申告分(第3期分)の納期限は、確定申告期限と同様に

平成14年3月15日(金)

となります。

税金の納付方法には、金融機関(銀行等、郵便局)又は所轄の税務署での窓口納付と、あなたが指定された金融機関の預貯金口座から自動的に納税が行われる、振替納税があります。

振替納税の手続きをされている方は、確実に振替納付できるよう期日の前日までに納税額に見合う預貯金額をご用意することをお勧めします。

あなたの指定された金融機関では、預貯金口座から税金を振替納付したうえ、領収証書をお送りします。

なお、振替納税は、申告期限までに申告書を提出された場合に限り利用できます。

転居等により申告書の提出先税務署が変わった場合には、振替納税継続の手続きが必要になります。

また、既にご利用になっている金融機関や口座を変更する場合についても、変更の手続きが必要になります。

手続きの方法は、税務署(管理担当)におたずねください。

振替納税の手続きをされていない方は、納付書に現金を添えて前記の納期限までに、金融機関又は所轄の税務署で納付してください。

この場合、納付書の「税務署」欄には、申告書を提出した税務署名を忘れずに書いてください。納付書は、お近くの金融機関又は税務署に用意しています。

なお、振替納税は、預貯金残高を確認しておくだけで、金融機関や税務署に出向かなくても自動的に納付ができる大変便利な制度です。

振替納税は簡単な手続きでご利用になれますので、ご利用の場合は、29ページを読んでください。

納税が期限に遅れますと、納期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付する必要があります。

振替納税についても残高不足等で振替できなかった場合には、納期限の翌日から納付日までの延滞税がかかりますので、金融機関の窓口等で確定申告分の納税額とともに納付してください。

平成14年3月15日までに申告された場合の延滞税の割合は次のとおりです。

平成14年3月16日 ~同年5月15日	年「7.3%」と「平成13年11月30日の公定歩合+4%」のいずれか低い割合
平成14年5月16日~	年「14.6%」

平成13年10月1日の公定歩合は0.1%ですので、その後同年11月30日までに変更がない場合には、平成14年3月16日から同年5月15日までの延滞税の割合は、4.1%となります(後記「利子税の割合」においても同じ)。

税金の延納

第3期分の税額の2分の1以上を**平成14年3月15日までに納付すれば**、残りの額を同年5月31日まで延納することができますので、延納を希望される場合は、申告書第一表の**延納の届出**に必要な事項を書いてください(28ページ参照)。

この延納期間中は利子税がかかります。

利子税の割合	年「7.3%」と「平成13年11月30日の公定歩合+4%」のいずれか低い割合
--------	--

申告に誤りがあるときなど

確定申告をした後で申告額に誤りがあった場合には、申告をした税額等が実際より少なかったときは「**修正申告**」をしてこれらの金額を正しい額に訂正し、また多かったときは原則として確定申告の提出期限から1年以内に「**更正の請求**」をして正しい額に訂正することを求めることができます。

もし、誤っている申告額を自発的に訂正されない場合には、税務署長が申告額を更正して正しい額に訂正しますし、また、確定申告をされなかった場合には、税務署長が所得金額や税額を決定します。

これらの修正申告又は更正若しくは決定が行われた場合には、加算税が賦課される場合があるほか、先に説明しました延滞税を併せて納付しなければなりませんので、注意してください。

申告書 B の記載例

申告書は複写式になっていますから、取り外さないでボールペンで強く書いてください。なお、申告書の該当する箇所は必ず書いてください。
また、フリガナは、濁点「・」半濁点「゜」は一字分とし、姓と名の間は一字空けてください。

(記載した部分を、便宜上、青色で印刷しています。)

9ページ参照

10～16ページ参照

17～24ページ参照

〇〇 税務署長
14年 3月 1日 平成 13 年分の所得税の確定申告書 B FA0020

住所 〒XXXX-XXXXX フリガナ コクセイイ クロウ
氏名 国税 太郎
性別 男 職業 〇〇小売業 国税商店 世帯主の氏名 国税太郎 世帯主との続柄 本人
生年月日 3 28.08.01 電話番号 XXXX-XXXX

種類	青色	控除	損失	雑損	雑損	特異の表示	特異の表示	番号	索引番号
収入金額等	5	6	3	5	0	0	0	0	0
所得金額	7	0	0	0	0	0	0	0	0
所得から差し引かれる金額	1	0	7	8	8	0	0	0	0
合計	9	5	7	2	0	0	0	0	0
課税される所得金額 (9-25)又は第三表上の26に対する税額又は第三表の27	4	5	2	8	0	0	0	0	0
配当控除 (28)	8	0	0	0	0	0	0	0	0
住宅借入金等特別控除 (30)	3	2	0	0	0	0	0	0	0
政党等寄付金特別控除 (31)	1	5	0	0	0	0	0	0	0
差引所得税額 (32)	2	3	2	6	0	0	0	0	0
災害減免額、外国税額控除 (33-34)									
再差引所得税額 (35)	2	3	2	6	0	0	0	0	0
定率減税額 (36)	4	6	5	2	0	0	0	0	0
源泉徴収税額 (37)	2	6	0	0	0	0	0	0	0
申告納税額 (38)	1	6	0	0	0	0	0	0	0
予定納税額 (第1期分・第2期分) (39)	1	1	0	6	0	0	0	0	0
第3期分納める税金の税額 (38-39) 還付される税金 (41)	4	9	4	0	0	0	0	0	0
配偶者の合計所得金額 (42)	1	4	5	0	0	0	0	0	0
専従者給与控除額の合計額 (43)	5	0	0	0	0	0	0	0	0
青色申告特別控除額 (44)									
雑所得・一時所得の源泉徴収税額の合計額 (45)	1	0	0	0	0	0	0	0	0
未納付の源泉徴収税額 (46)									
本年分で差し引く繰越欠損額 (47)									
平均課税対象金額 (48)									
変動臨時所得金額 (49)									
延届納税の出 申告期限までに納付する金額 (50)	2	5	4	0	0	0	0	0	0
延届納税の出 申告書の修正申告書である場合 (51)	2	4	0	0	0	0	0	0	0
この申告書が修正申告書である場合 (52)									
第3期分の税額の増加額 (53)	0	0	0	0	0	0	0	0	0

整理欄 区分 A B C D E F G H I J K 年 月 日 書

25～27ページ参照

28ページ参照

マス目が設けられている記載欄に数字を記入する際には、次の記載例にならってマス目の中にていねいに書いてください。

縦線1本 すきまを開ける 上につきぬける 角を作る
【記載例】 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 閉じる

なお、1億円以上の金額がある場合は、次の記載例にならって書いてください。

(金額が1, 2 3 4, 5 6 7, 8 9 0円の場合)

【記載例】 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

【ご注意】

給与所得者や公的年金等の雑所得のある方は、支払者から受領した「給与所得の源泉徴収票」や「公的年金等の源泉徴収票」を申告書に添付して提出しなければなりません。

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行っている方は、総収入金額及び必要経費の内訳を記載した「収支内訳書（青色申告者は「青色申告決算書」）を申告書と一緒に提出しなければなりません。

退職所得以外の合計所得金額が2,000万円を超える方は、平成13年12月31日現在の財産の種類や数量、価額、債務の金額などの明細を記載した「財産及び債務の明細書」を申告書と一緒に提出しなければなりません。

9 ページ参照

10
12

14
16 ページ参照

10
11 ページ参照

25
26 ページ参照

12
14
16 ページ参照

平成13年分の所得税の確定申告書 B

住所
〒
〇〇市△△町 X-XX-X
国税商店
〇〇 〇〇
国税 太郎

所得の内訳（源泉徴収税額）

所得の種類	種目・所得を生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	源泉徴収税額
配当	株式の配当 〇〇電気	80,000	16,000
雑	原稿料 〇〇出版	100,000	10,000
37 源泉徴収税額の合計額			26,000

事業専従者に関する事項

氏名	続柄	従事月数・程度 仕事の内容	専従者給与(控除)額
国税一郎	子	12月・月2回 毎日8時間 雑務従事	500,000
43 専従者給与控除額の合計額			500,000

特例適用条文等

平成12年10月1日居住開始

配当所得・雑所得(公的年金等以外) 総合課税の課税所得 一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得を生ずる場所	収入金額	必要経費等	差引金額
配当	株式の配当 〇〇電気	80,000	0	80,000
雑	原稿料 〇〇出版	100,000	18,000	82,000
一時	生命保険金 〇〇生命	2,500,000	1,900,000	600,000

所得から差し引かれる金額に関する事項

10 雑損控除	火災	13.2.10	住宅・家財	
雑損金額	5,800,000	保険金などで補てんされる金額	4,800,000	
雑損控除額		引当金等から支払われる金額	280,000	
11 医療費控除	支払医療費	341,400	保険金などで補てんされる金額	130,000
12 社会保険料控除	国民健康保険	600,000	国民年金	478,800
13 掛金の種類	小規模企業共済掛金		180,000	
合計	1,078,800	合計	180,000	
14 一般の保険料の計	204,000	15 長期保険料の計		
16 個人年金保険料の計		15 短期保険料の計	25,000	
16 寄付金の所在地・名称	〇〇市△△町	寄付金	270,000	
17 本控除事項	社会福祉法人〇〇会ほか	上のうち都道府県等や住所別の国民年金・日本共済	150,000	
18 氏名	国税二郎	20 配偶者の氏名	国税春子	
19 生年月日	31.6.1	21 扶養親族の氏名	国税ハナ	
22 続柄	母	22 生年月日	14.3.10	
23 控除額	58	23 扶養親族の氏名	国税梅子	
24 続柄	子	24 生年月日	61.9.1	
25 控除額	38	25 扶養親族の氏名	国税二郎	
26 続柄	子	26 生年月日	63.10.20	
27 控除額	73	27 扶養親族の氏名		
28 続柄		28 生年月日		
29 控除額		29 扶養親族の氏名		
30 続柄		30 生年月日		
31 控除額		31 扶養親族の氏名		
32 続柄		32 生年月日		
33 控除額		33 扶養親族の氏名		
34 続柄		34 生年月日		
35 控除額		35 扶養親族の氏名		
36 続柄		36 生年月日		
37 控除額		37 扶養親族の氏名		
38 続柄		38 生年月日		
39 控除額		39 扶養親族の氏名		
40 続柄		40 生年月日		
41 控除額		41 扶養親族の氏名		
42 続柄		42 生年月日		
43 控除額		43 扶養親族の氏名		
44 続柄		44 生年月日		
45 控除額		45 扶養親族の氏名		
46 続柄		46 生年月日		
47 控除額		47 扶養親族の氏名		
48 続柄		48 生年月日		
49 控除額		49 扶養親族の氏名		
50 続柄		50 生年月日		
51 控除額		51 扶養親族の氏名		
52 続柄		52 生年月日		
53 控除額		53 扶養親族の氏名		
54 続柄		54 生年月日		
55 控除額		55 扶養親族の氏名		
56 続柄		56 生年月日		
57 控除額		57 扶養親族の氏名		
58 続柄		58 生年月日		
59 控除額		59 扶養親族の氏名		
60 続柄		60 生年月日		
61 控除額		61 扶養親族の氏名		
62 続柄		62 生年月日		
63 控除額		63 扶養親族の氏名		
64 続柄		64 生年月日		
65 控除額		65 扶養親族の氏名		
66 続柄		66 生年月日		
67 控除額		67 扶養親族の氏名		
68 続柄		68 生年月日		
69 控除額		69 扶養親族の氏名		
70 続柄		70 生年月日		
71 控除額		71 扶養親族の氏名		
72 続柄		72 生年月日		
73 控除額		73 扶養親族の氏名		
74 続柄		74 生年月日		
75 控除額		75 扶養親族の氏名		
76 続柄		76 生年月日		
77 控除額		77 扶養親族の氏名		
78 続柄		78 生年月日		
79 控除額		79 扶養親族の氏名		
80 続柄		80 生年月日		
81 控除額		81 扶養親族の氏名		
82 続柄		82 生年月日		
83 控除額		83 扶養親族の氏名		
84 続柄		84 生年月日		
85 控除額		85 扶養親族の氏名		
86 続柄		86 生年月日		
87 控除額		87 扶養親族の氏名		
88 続柄		88 生年月日		
89 控除額		89 扶養親族の氏名		
90 続柄		90 生年月日		
91 控除額		91 扶養親族の氏名		
92 続柄		92 生年月日		
93 控除額		93 扶養親族の氏名		
94 続柄		94 生年月日		
95 控除額		95 扶養親族の氏名		
96 続柄		96 生年月日		
97 控除額		97 扶養親族の氏名		
98 続柄		98 生年月日		
99 控除額		99 扶養親族の氏名		
100 続柄		100 生年月日		
101 控除額		101 扶養親族の氏名		
102 続柄		102 生年月日		
103 控除額		103 扶養親族の氏名		
104 続柄		104 生年月日		
105 控除額		105 扶養親族の氏名		
106 続柄		106 生年月日		
107 控除額		107 扶養親族の氏名		
108 続柄		108 生年月日		
109 控除額		109 扶養親族の氏名		
110 続柄		110 生年月日		
111 控除額		111 扶養親族の氏名		
112 続柄		112 生年月日		
113 控除額		113 扶養親族の氏名		
114 続柄		114 生年月日		
115 控除額		115 扶養親族の氏名		
116 続柄		116 生年月日		
117 控除額		117 扶養親族の氏名		
118 続柄		118 生年月日		
119 控除額		119 扶養親族の氏名		
120 続柄		120 生年月日		
121 控除額		121 扶養親族の氏名		
122 続柄		122 生年月日		
123 控除額		123 扶養親族の氏名		
124 続柄		124 生年月日		
125 控除額		125 扶養親族の氏名		
126 続柄		126 生年月日		
127 控除額		127 扶養親族の氏名		
128 続柄		128 生年月日		
129 控除額		129 扶養親族の氏名		
130 続柄		130 生年月日		
131 控除額		131 扶養親族の氏名		
132 続柄		132 生年月日		
133 控除額		133 扶養親族の氏名		
134 続柄		134 生年月日		
135 控除額		135 扶養親族の氏名		
136 続柄		136 生年月日		
137 控除額		137 扶養親族の氏名		
138 続柄		138 生年月日		
139 控除額		139 扶養親族の氏名		
140 続柄		140 生年月日		
141 控除額		141 扶養親族の氏名		
142 続柄		142 生年月日		
143 控除額		143 扶養親族の氏名		
144 続柄		144 生年月日		
145 控除額		145 扶養親族の氏名		
146 続柄		146 生年月日		
147 控除額		147 扶養親族の氏名		
148 続柄		148 生年月日		
149 控除額		149 扶養親族の氏名		
150 続柄		150 生年月日		
151 控除額		151 扶養親族の氏名		
152 続柄		152 生年月日		
153 控除額		153 扶養親族の氏名		
154 続柄		154 生年月日		
155 控除額		155 扶養親族の氏名		
156 続柄		156 生年月日		
157 控除額		157 扶養親族の氏名		
158 続柄		158 生年月日		
159 控除額		159 扶養親族の氏名		
160 続柄		160 生年月日		
161 控除額		161 扶養親族の氏名		
162 続柄		162 生年月日		
163 控除額		163 扶養親族の氏名		
164 続柄		164 生年月日		
165 控除額		165 扶養親族の氏名		
166 続柄		166 生年月日		
167 控除額		167 扶養親族の氏名		
168 続柄		168 生年月日		
169 控除額		169 扶養親族の氏名		
170 続柄		170 生年月日		
171 控除額		171 扶養親族の氏名		
172 続柄		172 生年月日		
173 控除額		173 扶養親族の氏名		
174 続柄		174 生年月日		
175 控除額		175 扶養親族の氏名		
176 続柄		176 生年月日		
177 控除額		177 扶養親族の氏名		
178 続柄		178 生年月日		
179 控除額		179 扶養親族の氏名		
180 続柄		180 生年月日		
181 控除額		181 扶養親族の氏名		
182 続柄		182 生年月日		
183 控除額		183 扶養親族の氏名		
184 続柄		184 生年月日		
185 控除額		185 扶養親族の氏名		
186 続柄		186 生年月日		
187 控除額		187 扶養親族の氏名		
188 続柄		188 生年月日		
189 控除額		189 扶養親族の氏名		
190 続柄		190 生年月日		
191 控除額		191 扶養親族の氏名		
192 続柄		192 生年月日		
193 控除額		193 扶養親族の氏名		
194 続柄		194 生年月日		
195 控除額		195 扶養親族の氏名		
196 続柄		196 生年月日		
197 控除額		197 扶養親族の氏名		
198 続柄		198 生年月日		
199 控除額		199 扶養親族の氏名		
200 続柄		200 生年月日		
201 控除額		201 扶養親族の氏名		
202 続柄		202 生年月日		
203 控除額		203 扶養親族の氏名		
204 続柄		204 生年月日		
205 控除額		205 扶養親族の氏名		
206 続柄		206 生年月日		
207 控除額		207 扶養親族の氏名		
208 続柄		208 生年月日		
209 控除額		209 扶養親族の氏名		
210 続柄		210 生年月日		
211 控除額		211 扶養親族の氏名		
212 続柄		212 生年月日		
213 控除額		213 扶養親族の氏名		
214 続柄		214 生年月日		
215 控除額		215 扶養親族の氏名		
216 続柄		216 生年月日		
217 控除額		217 扶養親族の氏名		
218 続柄		218 生年月日		
219 控除額		219 扶養親族の氏名		
220 続柄		220 生年月日		
221 控除額		221 扶養親族の氏名		
222 続柄		222 生年月日		
223 控除額		223 扶養親族の氏名		
224 続柄		224 生年月日		
225 控除額		225 扶養親族の氏名		
226 続柄		226 生年月日		
227 控除額		227 扶養親族の氏名		
228 続柄		228 生年月日		
229 控除額		229 扶養親族の氏名		
230 続柄		230 生年月日		
231 控除額		231 扶養親族の氏名		
232 続柄		232 生年月日		
233 控除額		233 扶養親族の氏名		
234 続柄		234 生年月日		
235 控除額		235 扶養親族の氏名		
236 続柄		236 生年月日		
237 控除額		237 扶養親族の氏名		
238 続柄		238 生年月日		
239 控除額		239 扶養親族の氏名		
240 続柄		240 生年月日		
241 控除額		241 扶養親族の氏名		
242 続柄		242 生年月日		
243 控除額		243 扶養親族の氏名		
244 続柄		244 生年月日		
245 控除額		245 扶養親族の氏名		

申告書の書き方

9ページからは、「申告書の書き方」を申告書の記載順序に沿って説明しています。

手引きの説明にしたがって、申告書を作成してください。

また、申告書第一表の**収入金額等**、**所得金額**、**所得から差し引かれる金額**(所得控除)、**税金の計算**、**延納の届出**及び申告書第二表の**住民税事業税**に関する事項の中には、計算欄を設けているものがあります。

そのときは、まず、この手引きで計算してから、必要事項を申告書へ書いてください。

計算欄は、次のような構成になっています。
(配当所得を計算するとき、12ページ参照)

項目欄 ここで示している項目の金額を右の金額欄に書いてください。	金額欄 円単位の金額を書きます。点線がある欄では上部には数種ある個別の金額を、下部にはその合計額を書いてください。
--	---

配当等の 収入金額 (税込み)	○○電気株 200,000 △△ガス株 300,000 ----- (合計) 500,000 円	A
負債の利子	0 円	B
A - B (差引金額)	(赤字のときは0) 500,000 円	配当所得 の金額

記号欄 左の金額欄の数字に係る計算欄上での記号です。 項目欄に、 A - B のような算式があるときに使用します。

住所・氏名等

- (1) 申告書第一表「 税務署長」欄
 住所地等を管轄する税務署名を書いてください。
- (2) 申告書第一表「 年 月 日」欄
 申告書の提出年月日を書いてください。

- (3) 申告書第一表「平成 年分の所得税の申告書B」欄及び第二表「平成 年分の所得税の確定申告書B」欄
 申告書第一表の標題には、 に「13」と書き、空白に「確定」と書いてください。
 また、申告書第二表の標題には、 に「13」と書いてください。
- (4) 申告書第一表「住所(又は事業所・事務所・居所など)」欄
 住所及び住所地の郵便番号を書いてください。
 ただし、住所以外の事業所や事務所、居所などを管轄する税務署に申告する方は、()内の当てはまる文字を○で囲み、その所在地を上段に、住所を下段に書いてください。
 なお、住所以外で申告される方は、上段に書いた所在地の郵便番号を書いてください。
- (5) 申告書第一表「平成 年1月1日の住所」欄
 転居などによって、(4)で書いた住所と平成14年1月1日現在の住所が異なっている場合は、「14」と書き、平成14年1月1日現在の住所を必ず書いてください。
- (6) 申告書第一表「氏名(フリガナ)」、「電話番号」欄
 申告する方の氏名、フリガナ、電話番号をそれぞれ書いてください。
- (7) 申告書第一表「性別」欄
 性別を で囲んでください。
- (8) 申告書第一表「職業」欄
 個人事業の方は事業税にも関係しますので、事業の内容のわかるように具体的に(青果小売業、自動車板金塗装業など)書いてください。なお、複数の事業を兼業している方は、すべての事業について書いてください。
- (9) 申告書第一表「世帯主の氏名」、「世帯主との続柄」欄
 世帯主の氏名と世帯主と申告する方との続柄を書いてください。
- (10) 申告書第一表「生年月日」欄
 元号に対応する数字(明治は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」)年月日(各数字ごと2桁)の順に書いてください。
 【例：昭和42年6月17日の場合】
 生年月日

3	42	06	17
---	----	----	----
- (11) 申告書第一表「種類」欄
 該当する文字をすべて で囲んでください。
 - ・青色申告者 青色
 - ・申告書第三表(分離課税用)を使う方 分離
 - ・申告書第四表(損失申告用)を使う方 損失
- (12) 申告書第一表「特農の表示」欄
 平成13年中の農業所得の金額が平成13年分の所得金額の合計額の70%を超え、しかもその農業所得の金額のうち9月1日以後に得られる分が70%を超える方は、特農の文字を で囲んでください。
- (13) 申告書第二表「住所、屋号、氏名(フリガナ)」欄
 申告書第二表にも必ず住所、屋号、氏名を書いてください。
 税務署から申告書用紙が送付されている方は住所、屋号、氏名が印字されていますので、書く必要はありませんが、税務署で記入した住所、屋号、氏名に誤り等がある場合には訂正してください。

収入金額等 所得金額

(1) 事業所得(営業等・農業)

事業所得のうち「営業等所得」とは、卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、金融業、運輸業、修理業、サービス業など、いわゆる営業から生ずる所得のほか、医師、弁護士、作家、俳優、職業野球選手、外交員、大工などの自由職業や漁業などの事業から生ずる所得のことです。

事業所得のうち、「農業所得」とは、農産物の生産、果樹などの栽培、養蚕、農家が兼営する家畜・家きんの飼育やわら工品その他これらに類するもの、酪農品の生産などから生ずる所得のことです。

なお、**次のいずれにも該当する方は**、事業所得の金額、雑所得の金額の計算上、必要経費に算入する金額について特例が設けられていますので、「**家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例を受けられる方へ**」(税務署に用意しています。)を参照してください。

- ・ 家内労働者や外交員、集金人、電力量計の検針人、特定の人に対して継続的に人的役務の提供を業務とする方
 - ・ 事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上、必要経費に算入する金額と給与所得の収入金額との合計額が65万円未満である方
- また、事業所得については、事業税の対象になる場合がありますので、住民税・事業税に関する事項(30ページ参照)を確認の上、申告書第二表の該当欄に書いてください。

[申告書の書き方]

申告書第一表の**収入金額等**「事業・営業等」ア、「事業・農業」イ及び**所得金額**「事業・営業等」①、「事業・農業」②には、青色申告決算書又は収支内訳書に記入したそれぞれの金額を転記してください。

申告書第一表の**その他**「専従者給与(控除)額の合計額」⑬や「青色申告特別控除額」⑭に、青色申告決算書又は収支内訳書に記入したそれぞれの金額の合計額を転記してください。

また、申告書第二表の「**所得の内訳(源泉徴収税額)**」に該当事項を書いてください。

申告書第二表の「**事業専従者に関する事項**」に、事業専従者の氏名、生年月日、続柄、従事月数・程

度(白色申告の方のみ)仕事の内容(白色申告の方のみ)、専従者給与(控除)額を書いてください。

[添付書類等]

総収入金額及び必要経費の内訳を記載した**青色申告決算書**や**収支内訳書**と一緒に提出しなければなりません。

[特例適用条文等]

社会保険診療報酬(措法26)、転廃業助成金(措法28の3)などの課税の特例の適用を受ける方は、申告書第二表の「**特例適用条文等**」にその該当条文を書いてください。



(2) 不動産所得

土地や建物、不動産の上に存する権利、船舶、航空機などの貸付けから生ずる所得のことです。

不動産の貸付けに際して受ける権利金や頭金、更新料、名義書換料も不動産所得になりますが、借地権などの設定により一時に受ける権利金や頭金などについては譲渡所得や事業所得になるものがあります。

不動産所得については、事業税の対象になる場合がありますので、住民税・事業税に関する事項（30ページ参照）を確認の上、申告書第二表の該当欄に書いてください。

土地等を取得するために要した負債の利子の額については、「青色申告決算書（不動産所得用）の書き方」、「収支内訳書（不動産所得用）の書き方」を読んでください。詳しくは、税務署（所得税担当）におたずねください。

[添付書類等]

総収入金額及び必要経費の内訳を記載した**青色申告決算書**や**収支内訳書**と一緒に提出しなければなりません。

[申告書の書き方]

申告書第一表の**収入金額等**「不動産」ウ、**所得金額**「不動産」③には、青色申告決算書又は収支内訳書に記入したそれぞれの金額（ ）を書いてください。

申告書第一表の**その他**「専従者給与(控除)額の合計額」④や「青色申告特別控除額」④に、青色申告決算書又は収支内訳書に記入したそれぞれの金額の合計額を書いてください。

また、申告書第二表の「**所得の内訳(源泉徴収税額)**」に該当事項を書いてください。

申告書第二表の「**事業専従者に関する事項**」に、事業専従者の氏名、生年月日、続柄、従事月数・程度(白色申告の方のみ)仕事の内容(白色申告の方のみ)、専従者給与(控除)額を書いてください。

不動産所得の金額の計算上生じた赤字の金額がある方で、不動産所得の金額の計算上必要経費に算入した金額のうち土地等を取得するために要した負債の利子の額がある場合には、次に掲げる区分に応じ、不動産所得の金額からそれぞれ次に掲げる金額を除いて、申告書の**所得金額**の欄に書きます。

この場合には、記入する金額の頭部に「不」と表示してください。

- その年分の必要経費に算入した土地等を取得するために要した負債の利子の額が、不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額を超える場合
その損失の金額
- その年分の必要経費に算入した土地等を取得するために要した負債の利子の額が、不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額を超えない場合
その損失の金額のうち、その負債の利子の額に相当する金額



(3) 利子所得

公社債や預金の利子、公社債投資信託や貸付信託の収益の分配金などによる所得をいい、一般的に、所得税の課税は、利子の支払いの際に支払者が所得税を徴収する源泉徴収だけで済まされます。

国外の銀行等に預けた預金の利子などで、源泉徴収されないものなどは申告する必要があります。

なお、知人や会社に対する貸付金の利子は、利子所得ではなく、雑所得や事業所得になります。

[所得金額の計算]

利子所得の金額は、収入金額がそのまま所得金額になります。

収入金額	
所得金額	円

[申告書の書き方]

申告書第一表の**収入金額等**「利子」エ、**所得金額**「利子」④ に上記の金額をそれぞれ転記してください。

申告書第二表の「 **所得の内訳（源泉徴収税額）**」に該当事項を書いてください。

自分で書いてみよう!



(4) 配当所得

法人から受ける利益の配当、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除きます。）の収益の分配などの所得のことです。

配当所得で源泉分離課税の選択をしたものや、源泉分離課税とされているものは、所得税の課税は源泉徴収だけで済まされますので、確定申告は不要です。

1銘柄について1回の配当等の支払いを受ける金額が5万円（その配当等の計算期間が1年以上のときは、10万円）以下のいわゆる少額配当等や特定株式投資信託の収益の分配で平成13年中に支払いを受けるべき金額の合計額が10万円以下のものについて、選択により確定申告をしないで源泉徴収だけで済ませた場合には、ここに書かないでください。

[所得金額の計算]

配当所得の金額は、次のとおり計算します。

配当等の収入金額 (税込み)	(合計)	円	A
-------------------	------	---	---

負債の利子	円	B
-------	---	---

A - B (差引金額)	(赤字のときは0)	円	配当所得の金額
-----------------	-----------	---	----------------

負債の利子は、株式を買ったり出資をしたりするために借り入れた負債の利子（有価証券の譲渡による所得で、分離課税の事業・譲渡・雑所得や総合課税の事業・雑所得に係るものは除きます。）に限られます。

[申告書の書き方]

申告書第一表の**収入金額等**「配当」オ にAの金額、**所得金額**「配当」⑤ に**配当所得の金額**を転記してください。

また、申告書第二表の「 **所得の内訳（源泉徴収税額）**」に該当事項を書いてください。

申告書第二表の「 **配当所得・雑所得（公的年金等以外）・総合課税の譲渡所得・一時所得に関する事項**」に該当事項を書いてください。

(5) 給与所得

俸給、給料、賃金、賞与、歳費やこれらの性質を持っている給与に係る所得のことです。

なお、給与所得者の特定支出控除を受ける方は、「給与所得者の特定支出控除について」(税務署に用意しています。)を参照してください。

[所得金額の計算]

給与所得の金額は、次のとおり計算します。

給与等の 収入金額		円	A
	(合計)		

A の 金 額	給 与 所 得 の 金 額	
~ 650,999円		0 円
651,000円 ~ 1,618,999円	A - 650,000円	_____円
1,619,000円 ~ 1,619,999円		969,000円
1,620,000円 ~ 1,621,999円		970,000円
1,622,000円 ~ 1,623,999円		972,000円
1,624,000円 ~ 1,627,999円		974,000円
1,628,000円 ~ 1,799,999円	A ÷ 4 千円未満の端数 切捨て	B × 2.4 _____円
1,800,000円 ~ 3,599,999円		B × 2.8 - 180,000円 _____円
3,600,000円 ~ 6,599,999円		B _____,000円
		B × 3.2 - 540,000円 _____円
6,600,000円 ~ 9,999,999円		A × 0.9 - 1,200,000円 _____円
10,000,000円 ~		A × 0.95 - 1,700,000円 _____円

[申告書の書き方]

申告書第一表の「収入金額等」給与」カ に [A] の金額、**所得金額**「給与」⑥ に **給与所得の金額** を転記してください。

なお、給与等の収入金額が年末調整を受けたものだけである場合には、申告書第一表の「収入金額等」給与」カ に支払者から受領した「給与所得の源泉徴収票」の「支払金額」を、**所得金額**「給与」⑥ に「給与所得控除後の金額」を転記してください。

申告書第二表の「所得の内訳(源泉徴収税額)」に該当事項を書いてください。

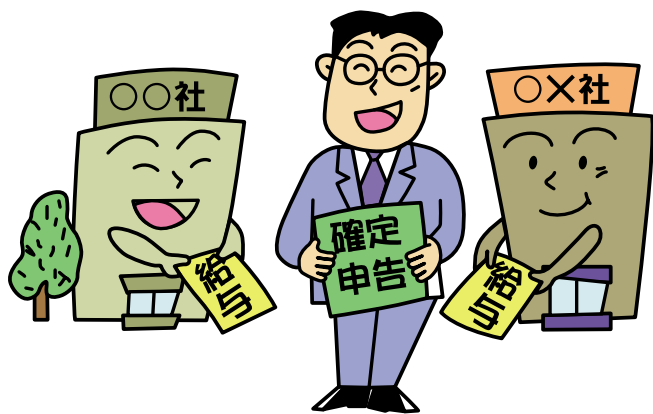
[特例適用条文等]

給与所得者の特定支出控除を受ける方は、申告書第二表の「特例適用条文等」に「法57の2」と特定支出の合計額を書いてください。

[添付書類等]

給与等の支払者から受領した**給与所得の源泉徴収票**の原本を添付しなければなりません。

なお、添付に当たっては、申告書第二表の裏面にはっててください。



(6) 雑所得

国民年金、厚生年金、公務員の共済年金、恩給などの公的年金等や、原稿料、講演料、印税、放送出演料、貸金の利子、生命保険年金など他の所得に当てはまらない所得のことです。

なお、増加恩給（これに併給される普通恩給を含みます。）や死亡した者の勤務先から受ける遺族年金、条例による心身障害者扶養共済制度により受ける給付金は課税されません。

また、**家内労働者等に該当する方は**、10ページの

(1) 事業所得（営業等・農業）を参照してください。

い。

[所得金額の計算]

雑所得の金額は、「**公的年金等の雑所得**」と「**その他の雑所得**」に分けて計算します。

公的年金等の雑所得の収入金額	(合計)	円	A
----------------	------	---	---

年齢区分	Aの金額	公的年金等の雑所得	
昭和十二年一月一日以後に生まれた方	~ 700,000円	0 円	B
	700,001円 ~ 1,299,999円	A - 700,000円 _____円	
	1,300,000円 ~ 4,099,999円	A × 0.75 - 375,000円 _____円	
	4,100,000円 ~ 7,699,999円	A × 0.85 - 785,000円 _____円	
	7,700,000円 ~ _____円	A × 0.95 - 1,555,000円 _____円	

昭和十二年一月一日以前に生まれた方	~ 1,400,000円	0 円	B
	1,400,001円 ~ 2,599,999円	A - 1,400,000円 _____円	
	2,600,000円 ~ 4,599,999円	A × 0.75 - 750,000円 _____円	
	4,600,000円 ~ 8,199,999円	A × 0.85 - 1,210,000円 _____円	
	8,200,000円 ~ _____円	A × 0.95 - 2,030,000円 _____円	

その他の雑所得の収入金額	(合計)	円	C
--------------	------	---	---

必要経費	円	D
------	---	---

C - D (差引金額)	円	E
-----------------	---	---

B + E	(赤字のときは0)	円	雑所得 の金額
-------	-----------	---	--------------------

[申告書の書き方]

申告書第一表の**収入金額等**「雑・公的年金等」キに **A**の金額を転記し、「雑・その他」クに **C**の金額を転記してください。

申告書第一表の**所得金額**「雑」⑦に**雑所得の金額**を転記してください。

また、申告書第二表の「**所得の内訳（源泉徴収税額）**」に該当事項を書いてください。

その他の雑所得がある場合には、申告書第二表の「**配当所得・雑所得（公的年金等以外）・総合課税の譲渡所得・一時所得に関する事項**」に該当事項を書いてください。

[添付書類等]

公的年金等の支払者から受領した**公的年金等の源泉徴収票**の原本を添付しなければなりません。

なお、添付に当たっては、申告書第二表の裏面にはっててください。

(7) 総合課税の譲渡所得

機械やゴルフ会員権、船舶、特許権、漁業権、自動車、書画、骨とう、貴金属などの資産の譲渡から生ずる所得のことです。

短期の譲渡所得は、譲渡した資産の保有期間が5年以内のもの、長期の譲渡所得は保有期間が5年を超えるものです。

なお、土地や借地権など土地の上に存する権利、建物、その附属設備、構築物の譲渡所得や、株式等の譲渡による所得（源泉分離課税を選択したものを除きます。）は、申告書第三表（分離課税用）に書きま（3ページ参照）す。

[所得金額の計算]

短期又は長期の譲渡所得の金額は、次のとおり計算します。

短期譲渡の収入金額 (譲渡価額)	円	A
短期譲渡資産の取得 費など 1	円	B
A - B 2 (差引金額)	円	C
特別控除額 3	円	D
C - D	円	短期譲渡 所得の 金額
長期譲渡の収入金額 (譲渡価額)	円	E
長期譲渡資産の取得 費など 1	円	F
E - F 2 (差引金額)	円	G
特別控除額 4 (500,000円 - D)	円	H
G - H	円	長期譲渡 所得の 金額

- 1 譲渡資産の取得費（既に必要経費などに算入した金額を除きます。）から償却費相当額を差し引いた金額及び資産の譲渡に際して直接要した費用などの合計額をいいます。詳しくは、税務署（所得税担当）におたずねください。
- 2 この金額が赤字のとき、又は、事業所得、不動産所得のいずれかに赤字があるときは、計算が複雑ですからこの計算欄は使用しないで、税務署（所得税担当）におたずねください。
- 3 [C]の金額を限度とし、最高で50万円です。ただし[C]の金額が赤字の場合には、0円になります。
- 4 [G]の金額を限度とします。ただし[G]の金額が赤字の場合には、0円になります。

[申告書の書き方]

総合課税の譲渡所得は、これまで説明した所得金額と申告書の書き方が異なります。

申告書第一表の「収入金額等」総合譲渡・短期」ケ、「総合譲渡・長期」コには、それぞれの所得の収入金額は書かないで「総合譲渡・短期」ケには、短期譲渡所得の金額を、「総合譲渡・長期」コには、長期譲渡所得の金額を転記してください。

申告書第一表の「所得金額」総合譲渡・一時」ケ + { (コ + サ) × 1/2 } ⑧ は、一時所得の金額がある場合とない場合とでは、書き方が異なります。

一時所得がある場合

次の「(8)一時所得」に進んでください。

一時所得がない場合

次のとおり計算し、申告書第一表の「所得金額」総合譲渡・一時」ケ + { (コ + サ) × 1/2 } ⑧ に転記してください。

短期譲渡所得の金額	円	I
長期譲渡所得の金額	円	J
J × 0.5	円	K
I + K	円	申告書第 一表へ

なお、総合課税の譲渡所得がある場合は、申告書第二表の「配当所得・雑所得（公的年金等以外）・総合課税の譲渡所得・一時所得に関する事項」に該当事項を書いてください。

(8) 一時所得

生命保険契約等に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期返戻金、賞金や懸賞当せん金、競馬・競輪の払戻金、遺失物拾得の報労金などの所得のことです。

[所得金額の計算]

一時所得の金額は、次のとおり計算します。

一時所得の 収入金額	(合計) 円	A
収入を得るため に支出した金額	円	B
A - B 1 (差引金額)	(赤字のときは0) 円	C
特別控除額 2	円	D
C - D	円	一時所得 の金額

- 1 事業所得、不動産所得、総合課税の譲渡所得のいずれかに赤字があるときは、計算が複雑ですからこの計算欄は使用しないで税務署(所得税担当)におたずねください。
- 2 特別控除額は50万円ですが、**C**の金額が50万円未満の場合には、**C**の金額を限度とします。

[申告書の書き方]

一時所得は、申告書の書き方が総合課税の譲渡所得と同様となります。

申告書第一表の**収入金額等**「一時」サ に**一時所得の金額**を転記してください。

申告書第一表の**所得金額**「総合譲渡・一時」ケ(コ + サ) × 1/2 ㉞ に次の表で計算した金額を転記してください。

短期譲渡所得の金額	円	E
(一時所得の金額 + 長期譲渡所得の金額) × 0.5	円	F
E + F	円	申告書第 一表へ

また、申告書第二表の「**所得の内訳(源泉徴収税額)**」に該当事項を書いてください。

申告書第二表の「**配当所得・雑所得(公的年金等以外)・総合課税の譲渡所得・一時所得に関する事項**」に該当事項を書いてください。

(9) 所得金額の合計

[申告書の書き方]

申告書第一表の**所得金額**「合計」㉞ にこれまで申告書第一表の**所得金額**の①から⑧に記載した金額の合計額()を書いてください。

この金額を総所得金額といいます。

申告書第一表の**その他**「本年分で差し引く繰越損失額」㉞(28ページ参照)の記載がある方は、申告書第一表の**所得金額**の①から⑧の合計額より申告書第一表の**その他**「本年分で差し引く繰越損失額」㉞を差し引いた金額を書いてください。

また、退職所得以外の合計所得金額(21ページ参照)が2,000万円を超える方は、平成13年12月31日現在の財産の種類や数量、価額、債務の金額などの明細を記載した「**財産及び債務の明細書**」を申告書と一緒に提出しなければなりません。

損益通算

所得金額の合計を行う場合に、事業所得(営業等・農業)や不動産所得、山林所得、譲渡所得の金額に赤字があるときは、その赤字をその他の各種所得金額の黒字から控除します。

これを損益通算といいます。

損益通算をする場合には、次の点に注意してください。

- 1 総合譲渡所得や一時所得のない場合で、申告書第一表の**所得金額**「事業・営業等」①から「不動産」③のいずれかの所得金額に赤字がある場合には、そのまま各種所得を合計して計算します。
- 2 1以外の場合には計算が複雑ですから、税務署(所得税担当)におたずねください。

所得から差し引かれる金額(所得控除)

(1) 雑損控除

あなたや、平成13年分の合計所得金額(21ページ参照)が38万円以下の配偶者その他の親族で生計を一にする(24ページ参照)人が、災害や盗難、横領によって住宅や家財などに損害を受けた場合や、あなたが災害等に関連してやむを得ない支出をした場合に控除されます。

ただし、書画、骨とう、貴金属、別荘などの生活に通常必要でない資産の損失については、雑損控除は受けられません。平成13年分や平成14年分の譲渡所得から差し引くことができます。

平成13年分の合計所得金額が1,000万円以下の方が災害によって住宅や家財の価額の2分の1以上に損害を受けた場合は、災害減免法による税金の減免(26ページ参照)とこの雑損控除とのどちらか有利な方を選ぶことができます。

[控除額の計算]

控除額は、次のとおり計算します。

損害金額 (合計)	円	A
保険金などで補てんされる金額	円	B
A - B (差引損失額)	円	C
申告書第一表の + 退職所得金額 + 山林所得金額 ¹	円	D
D × 0.1	円	E
C - E	円	F
Cのうち災害関連支出の金額 ²	円	G

G - 50,000円	円	H
-------------	---	---

FとHのいずれが多い方の金額	円	雑損控除額
----------------	---	-------

- 1 [D]の金額の計算で、ほかに申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(特別控除前)の合計額を加算します。
- 2 **災害関連支出の金額**とは、損失の金額のうち災害に関連して住宅家財等の取壊し又は除去などのために支出した金額です。

[申告書の書き方]

申告書第一表の**所得から差し引かれる金額**「雑損控除」^⑩に**雑損控除額**を転記してください。

申告書第二表の「^⑩雑損控除」に損害の原因、損害年月日、損害を受けた資産の種類などを書いて、損害金額[A]、保険金などで補てんされる金額[B]、差引損失額のうち災害関連支出の金額[G]を転記してください。

[添付書類等]

この控除を受ける場合には、**災害等に関連してやむを得ない支出をした金額**についての領収書を添付するか提示しなければなりません。



(2) 医療費控除

あなたや生計を一にする（24ページ参照）配偶者その他の親族のために平成13年中に支払った医療費が一定の金額以上ある場合に控除されます。

[控除額の計算]

控除額は、次のとおり計算します。

支払った医療費 1	(合計) 円	A
保険金などで補 てんされる金額 2	円	B
A - B	円	C
申告書第一表の + 退職所得金 額 + 山林所得金 額 3	円	D
D × 0.05	円	E
100,000円とE のいずれか少な い方の金額	円	F
C - F	(最高200万円) 円	医療費 控除額

1 医療費控除の対象となる医療費とは、次の(1)や(2)に当たるものをいいます。

(1) 次のものの対価のうち、その病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額

- ① 医師、歯科医師による診療や治療
- ② 治療、療養のための医薬品の購入
- ③ 病院や診療所、介護老人保健施設、指定介護老人福祉施設、助産所に収容されるための人的役務の提供
- ④ 治療のためのあんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術
- ⑤ 保健婦や看護婦、准看護婦、特に依頼した人による療養（在宅療養を含みます。）上の世話
- ⑥ 助産婦による分べんの介助

（注）介護保険制度の下で提供される一定のサービスの対価のうち、医療費控除の対象となるのは次のとおりです。

指定介護老人福祉施設サービスの対価（介護費及び食費）として支払った額の2分の1相当額

一定の居宅サービスの自己負担額

(2) 次のような費用で診療や治療などを受けるために直接必要なもの

- ① 通院費用、入院の部屋代や食事代の費用、医療用器具の購入代や賃借料の費用で、通常必要なもの
- ② 義手、義足、松葉づえ、義歯などの購入の費用
- ③ 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法などの規定により都道府県や市町村に納付する費用のうち、医師などの診療費用や①、②の費用に当たるもの

ご注意1

6か月以上寝たきりの人のおむつ代で、その人の治療をしている医師が発行した「おむつ使用証明書」とおむつ代の領収書のあるものも、医療費控除の対象となる医療費に含まれます。

なお、この「おむつ使用証明書」とおむつ代の領収書は確定申告書に添付するか、確定申告書の提出の際に提示する必要があります。

ご注意2

次のような費用は、医療費控除の対象となる医療費になりません。

- ① 容姿を美化し、容ぼうを変えるなどの目的で支払った整形手術の費用
- ② 健康増進や疾病予防などのための医薬品の購入費
- ③ 人間ドックなどの健康診断のための費用（ただし、健康診断の結果、重大な疾病が発見され、引き続き治療を受けるときのこの費用は医療費に含まれます。）
- ④ 親族に支払う療養上の世話の費用
- ⑤ 治療を受けるために直接必要としない近視、遠視のための眼鏡や補聴器等の購入費

ご注意3

医療費は、平成13年中に支払ったものに限って控除の対象となります。未払いとなっている医療費は、実際に支払った年の医療費控除の対象となります。

2 保険金などで補てんされる金額とは、次の(1)から(4)に当たるものをいいます。

- (1) 社会保険や共済に関する法律やその他の法令の規定に基づき医療費の支払いの事由を給付原因として支給を受ける給付金
例えば、健康保険法の規定により支給を受ける療養費や出産育児一時金、配偶者出産育児一時金、家族療養費、高額医療費など
- (2) 損害保険契約や生命保険契約に基づき医療費の補てんを目的として支払いを受ける傷害費用保険金や医療保険金、入院給付金など
- (3) 医療費の補てんを目的として支払いを受ける損害賠償金
- (4) 任意の互助組織から医療費の補てんを目的として支払いを受ける給付金

ご注意

保険金などで補てんされる金額が確定申告書を提出するときまでに確定していない場合には、その補てんされる金額の見込額を支払った医療費から差し引きます。

所得から
差し引かれる金額

後日補てんされる金額を受け取ったときに、その額が見込額と異なる場合には、修正申告（見込額より受領額の方が多い場合）又は更正の請求（見込額より受領額の方が少ない場合）の手続きにより訂正することとなります。

- 3 [D]の金額の計算で、ほかに申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（特別控除前）の合計額を加算します。

[申告書の書き方]

申告書第一表の**所得から差し引かれる金額**「医療費控除」⑪ に**医療費控除額**を転記してください。

申告書第二表の「⑪医療費控除」に支払った医療費の合計額[A]、保険金などで補てんされる金額[B]を転記してください。

[添付書類等]

この控除を受ける場合には、**医師などの領収書等**（ ）を添付するか提示しなければなりません。なお、医療費の支払先が多い場合や支払った医療費の額が高額な場合には、**医療費の明細書**も添付するか提示してください。

健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」は、「領収書等」には当たりませんので注意してください。

(3) 社会保険料控除

あなたや生計を一にする（24ページ参照）配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険法の規定による介護保険の保険料、国民年金基金の掛金などの社会保険料で、あなたが支払ったり、給与から差し引かれたりした保険料がある場合に控除されます。

[申告書の書き方]

申告書第二表の「⑫社会保険料控除」に社会保険の種類、支払保険料の金額及び合計額を書いてください。

申告書第一表の**所得から差し引かれる金額**「社会保険料控除」⑫ に支払保険料の合計額を転記してください。

(4) 小規模企業共済等掛金控除

あなたが小規模企業共済法の規定による共済契約（旧第2種共済契約を除きます。）掛金、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金、条例の規定により地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度に係る契約で一定の要件を備えたものの掛金を支払った場合に控除されます。

[申告書の書き方]

申告書第二表の「⑬小規模企業共済等掛金控除」に掛金の種類、支払掛金の金額及び合計額を書いてください。

申告書第一表の**所得から差し引かれる金額**「小規模企業共済等掛金控除」⑬ に支払掛金の合計額を転記してください。

[添付書類等]

この控除を受ける場合には、**支払った掛金額の証明書**を添付するか提示しなければなりません。

しかし、給与所得者が、**既に年末調整の際に給与所得から控除を受けた場合**については、添付又は提示の必要はありません。

(5) 生命保険料控除

生命保険や生命共済などについて、あなたが支払った保険料（いわゆる契約者配当金を除きます。）がある場合に、一般の保険料と個人年金保険料の別に、その合計額に応じた金額が控除されます。

[控除額の計算]

控除額は、次のとおり計算します。

一般の保険料	(合計)	円	A
個人年金保険料	(合計)	円	B
一般の保険料	A	控除額	C
	～25,000円	Aの金額 _____円	
	25,001円～50,000円	$A \times 0.5 + 12,500$ 円	
50,001円～	$A \times 0.25 + 25,000$ 円	_____円 (最高5万円)	

個人 年金 保険 料	B	控 除 額	D
	~ 25,000円	Bの金額 _____円	
	25,001円 ~ 50,000円	$B \times 0.5 + 12,500$ 円 _____円	
	50,001円 ~	$B \times 0.25 + 25,000$ 円 _____円 (最高5万円)	
C + D		(最高10万円) _____円	生命保険 料控除額

[申告書の書き方]

申告書第一表の**所得から差し引かれる金額**「生命保険料控除」^⑭に**生命保険料控除額**を転記してください。

申告書第二表の「^⑭生命保険料控除」に一般の保険料の合計額A、個人年金保険料の合計額Bの金額を転記してください。

[添付書類等]

この控除を受ける場合には、一般の保険料は1契約9千円を超えるものについて、個人年金保険料はすべてについて、**支払額などの証明書**を添付するか提示しなければなりません。

しかし、給与所得者が、**既に年末調整の際に給与所得から控除を受けた場合**については、添付又は提示の必要はありません。

(6) 損害保険料控除

火災保険や傷害保険などの損害保険契約等について、あなたが支払った保険料（いわゆる契約者配当金を除きます。）がある場合に、長期保険料と短期保険料の別に、その合計額に応じた金額が控除されます。

長期保険料とは、保険期間や共済期間が**10年以上の契約で満期返戻金などを支払う旨の特約があるもの**などに係る損害保険料や掛金をいいます。

短期保険料とは、長期保険料以外のものをいいます。

[控除額の計算]

控除額は、次のとおり計算します。

長期保険料	(合計) _____円	A
-------	----------------	---

短期保険料	(合計) _____円	B
-------	----------------	---

長期 保 険 料	A	控 除 額	C
	~ 10,000円	Aの金額 _____円	
	10,001円 ~	$A \times 0.5 + 5,000$ 円 _____円 (最高1万5千円)	

短期 保 険 料	B	控 除 額	D
	~ 2,000円	Bの金額 _____円	
	2,001円 ~	$B \times 0.5 + 1,000$ 円 _____円 (最高3千円)	

C + D		(最高1万5千円) _____円	損害保険 料控除額
-------	--	---------------------	--------------

[申告書の書き方]

申告書第一表の**所得から差し引かれる金額**「損害保険料控除」^⑮に、**損害保険料控除額**を転記してください。

申告書第二表の「^⑮損害保険料控除」に長期保険料の合計額A、短期保険料の合計額Bの金額を転記してください。

[添付書類等]

この控除を受ける場合には、**支払額などの証明書**を添付するか提示しなければなりません。

しかし、給与所得者が、**既に年末調整の際に給与所得から控除を受けた場合**については、添付又は提示の必要はありません。

所得から
差し引かれる金額

(7) 寄付金控除

国や地方公共団体、社会福祉法人、認定NPO法人(1)など特定の団体に支出した寄付金や特定の政治献金、一定の特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭がある場合に控除されます。

特定の政治献金のうち政党や政治資金団体に対するものについては、政党等寄付金特別控除(26ページ参照)とこの寄付金控除のどちらか有利な方を選ぶことができます。

[控除額の計算]

控除額は、次のとおり計算します。

寄 付 金			
	(合計)	円	A
寄付金のうち都道府県等への寄付金	2	円	B
申告書第一表の + 退職所得金額 + 山林所得金額	3	円	C
$C \times 0.25$		円	D
AとDのいずれか少ない方の金額		円	E
$E - 10,000円$		円	寄 付 金 控 除 額

- 1 認定NPO法人に支出した寄付金については、平成13年10月1日以後に国税庁長官に認定を受けた法人に対し、認定の有効期間内に支出した寄付金について対象となります。
- 2 寄付金のうち、①都道府県・市区町村に対する寄付金の額と②あなたの平成14年1月1日現在における住所地の都道府県共同募金会や日本赤十字社の支部に対する寄付金の額の合計額を書きます。
- 3 [C]の金額の計算で、ほかに申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(特別控除前)の合計額を加算します。

[申告書の書き方]

申告書第一表の**所得から差し引かれる金額**「寄付金控除」¹⁶に**寄付金控除額**を転記してください。

申告書第二表の「¹⁶寄付金控除」に寄付先の所在地・名称を書いて、寄付金の合計額[A]、寄付金のうち都道府県等への寄付金[B]を転記してください。

[添付書類等]

この控除を受ける場合には、**寄付した団体などから寄付金の受領証**などの交付を受けて添付するか提示しなければなりません。

- 1 特定の公益法人や学校法人などに対する寄付や一定の特定公益法人の信託財産とするための支出については、**その法人又は信託が適格であることなどの証明書又は認定証の写し**も添付するか提示しなければなりません。
- 2 政治献金については**選挙管理委員会等の確認印ある「寄付金(税額)控除のための書類」**を添付しなければなりません。

(8) 老年者控除

あなたが昭和12年1月1日以前に生まれた方(年齢が65歳以上の方)で、合計所得金額()が1,000万円以下である場合に控除されます。

合計所得金額とは、申告書第一表の**所得金額**「合計」⁹に退職所得金額、山林所得金額を加算した金額(申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(特別控除前)の合計額を加算した金額)です。

ただし、純損失や雑損失の繰越控除、特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除又は特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額をいいます。

[控除額]

50万円です。

[申告書の書き方]

申告書第一表の**所得から差し引かれる金額**「老年者、寡婦、寡夫控除」¹⁷~¹⁸に控除額を書いてください。

申告書第二表の「¹⁷~¹⁹本人該当事項」の老年者控除の に \checkmark してください。

(9) 寡婦、寡夫控除

あなたが寡婦か寡夫である場合（老年者控除を受けることのできる方は、この控除を受けることはできません。）に所定の金額が控除されます。

寡婦とは、①夫と死別・離婚した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、扶養親族や平成13年分の総所得金額等（ ）が38万円以下の生計を一にする（24ページ参照）子（他の納税者の控除対象配偶者や扶養親族とされている人を除きます。）のある方、又は②夫と死別した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、平成13年分の合計所得金額（21ページ参照）が500万円以下の方のことで。

寡夫とは、平成13年分の合計所得金額が500万円以下の方のうち、妻と死別・離婚した後再婚していない方や妻が生死不明などの方で、平成13年分の総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子（他の納税者の控除対象配偶者や扶養親族とされている人を除きます。）のある方のことで。

総所得金額等とは、申告書第一表の**所得金額**合計⑨に退職所得金額、山林所得金額を加算した金額（申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（特別控除前）の合計額を加算した金額）です。

ただし、純損失や雑損失の繰越控除、特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除又は特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用後の金額をいいます。

[控除額]

27万円です。

ただし、前記①に当てはまる寡婦のうち、夫と死別、離婚した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、扶養親族である子があり、かつ、平成13年分の合計所得金額が500万円以下の方の控除額は**35万円**です。

[申告書の書き方]

申告書第一表の**所得から差し引かれる金額**「老年者、寡婦、寡夫控除」⑰～⑱に控除額を書いてください。

申告書第二表の「⑰～⑱本人該当事項」の寡婦（寡夫）控除及び死別、離婚、生死不明、未帰還のうち該当する に✓してください。

(10) 勤労学生控除

あなたが勤労学生である場合に控除されます。

なお、平成13年分の合計所得金額（21ページ参照）が65万円より多い方や自分の勤労によらない所得が10万円より多い方は、この控除を受けることはできません。

[控除額]

27万円です。

[申告書の書き方]

申告書第一表の**所得から差し引かれる金額**「勤労学生、障害者控除」⑲～⑳に控除額を書いてください（障害者控除の金額もある場合には、合計額を書いてください。）。

申告書第二表の「⑰～⑱本人該当事項」の勤労学生控除の に✓し、学校名を書いてください。

[添付書類等]

あなたが各種学校や専修学校の生徒、職業訓練法人の認定職業訓練を受けている方である場合には、**その学校や法人から必要な証明書**の交付を受けて添付するか提示しなければなりません。

しかし、給与所得者が、**既に年末調整の際に給与所得から控除を受けた場合**については、添付又は提示の必要はありません。

(11) 障害者控除

あなたや配偶者その他の親族（配偶者控除や扶養控除を受ける人に限ります。）が、障害者や特別障害者である場合に、所定の金額が控除されます。

障害者とは、身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳をもらっている方など精神や身体に**障害のある方**のことです。

特別障害者とは、身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級と記載されている方など、障害者のうち特に重度の障害のある方のことです。

[控除額]

控除額は、**障害者1人について27万円**（特別障害者については、**40万円**）です。

[申告書の書き方]

申告書第一表の**所得から差し引かれる金額**「勤労学生、障害者控除」^⑱～^㉑に控除額を書いてください(勤労学生控除の金額もある場合には、合計額を書いてください。)

申告書第二表の「^㉒障害者控除」に障害者の氏名を書き、また、特別障害者である場合にはその方の氏名を○で囲んでください。

(12) 配偶者控除

あなたに控除対象配偶者がある場合に、一定の金額が控除されます。

控除対象配偶者(青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者を除きます。)とは、あなたと生計を一にする(24ページ参照)配偶者で、平成13年分の合計所得金額(21ページ参照)が38万円以下である人のことです。

[控除額]

控除額は、次の表のとおりです。

	同居特別障害者 2	左記以外の人
一般の控除対象配偶者	73万円	38万円
老人控除対象配偶者 1	83万円	48万円

- 1 **老人控除対象配偶者**とは、控除対象配偶者のうち、昭和7年1月1日以前に生まれた人(年齢が70歳以上の人)のことです。
- 2 **同居特別障害者**とは、特別障害者である控除対象配偶者で、あなたや生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている人のことです。

[申告書の書き方]

申告書第一表の**所得から差し引かれる金額**「配偶者控除」^㉑に控除額を書いてください。

申告書第二表の「^㉒～^㉓配偶者(特別)控除・扶養控除」に配偶者の氏名、生年月日を書いて、配偶者控除の に✓してください。

(13) 配偶者特別控除

あなたの合計所得金額(21ページ参照)が1,000万円以下で、生計を一にする(24ページ参照)配偶者(青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者を除きます。)の合計所得金額が76万円未満の場合には、その配偶者の合計所得金額に応じて所定の金額が控除されます。

配偶者の合計所得金額は、パート収入(一般的には、給与所得となります。)のみある配偶者の場合には、その**収入金額から計算した給与所得の金額**(13ページ参照)になりますから、注意してください。

[控除額]

控除額は、次の表のとおりです。

控除対象配偶者に当たる場合

配偶者の合計所得金額	控除額
～49,999円	38万円
50,000円～99,999円	33万円
100,000円～149,999円	28万円
150,000円～199,999円	23万円
200,000円～249,999円	18万円
250,000円～299,999円	13万円
300,000円～349,999円	8万円
350,000円～379,999円	3万円
380,000円	0円

控除対象配偶者に当たらない場合

配偶者の合計所得金額	控除額
380,001円～399,999円	38万円
400,000円～449,999円	36万円
450,000円～499,999円	31万円
500,000円～549,999円	26万円
550,000円～599,999円	21万円
600,000円～649,999円	16万円
650,000円～699,999円	11万円
700,000円～749,999円	6万円
750,000円～759,999円	3万円
760,000円～	0円

[申告書の書き方]

申告書第一表の**所得から差し引かれる金額**「配偶者特別控除」^㉒に控除額を書き、**その他**「配偶者の合計所得金額」^㉓に配偶者の合計所得金額を書いてください。

申告書第二表「^㉒～^㉓配偶者(特別)控除・扶養控除」に配偶者の氏名、生年月日を書き、配偶者特別控除の に✓してください。

(14) 扶養控除

あなたに、扶養親族がある場合には、所定の金額が控除されます。

扶養親族（青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者を除きます。）とは、あなたと生計を一にする（ 1 ）親族、都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）、市町村長から養護を委託された老人のうち、平成13年分の合計所得金額（21ページ参照）が38万円以下である人のことです。

[控除額]

控除額は、次の表のとおりです。

	同居特別障害者 5	左記以外の人
一般の扶養親族	73万円	38万円
特定扶養親族 2	98万円	63万円
老人扶養親族 (同居老親等) 3 4	93万円	58万円
老人扶養親族 (同居老親等以外の人)	83万円	48万円

- 1 **生計を一にするとは**、日常生活の資を共にすることをいいますが、公務員、会社員などが勤務の都合上、妻子と別居し、又はその親族が修学、療養などのために別居している場合でも、常に生活費、学資金又は療養費などを送金している場合や日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には他の親族のもとで起居を共にしている場合には、生計を一にするものとして取り扱われます。
- 2 **特定扶養親族とは**、扶養親族のうち、昭和54年1月2日から昭和61年1月1日までの間に生まれた人（年齢が16歳以上23歳未満の人）のことです。
- 3 **老人扶養親族とは**、扶養親族のうち、昭和7年1月1日以前に生まれた人（年齢が70歳以上の人）のことです。
- 4 **同居老親等とは**、老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている人のことです。
- 5 **同居特別障害者とは**、特別障害者である扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている人のことです。

[申告書の書き方]

申告書第二表の「②～③配偶者(特別)控除・扶養控除」に、扶養親族の氏名、続柄、生年月日、控除額を、また、「③扶養控除額の合計」に控除額の合計額を書いてください。

申告書第一表の**所得から差し引かれる金額**「扶養控除」③に、控除額の合計額を転記してください。

(15) 基礎控除

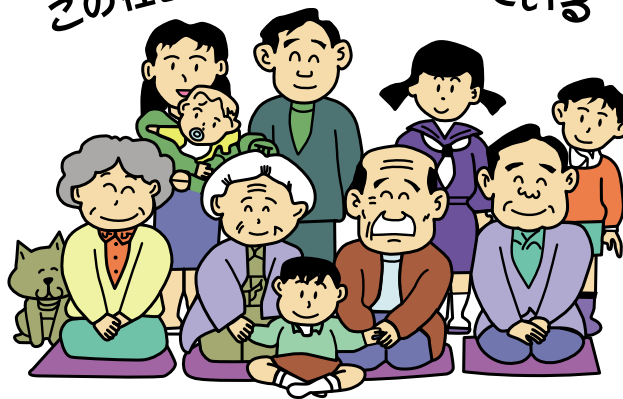
申告書第一表の**所得から差し引かれる金額**「基礎控除」④に**控除額38万円**を書いてください。

(16) 所得から差し引かれる金額の合計

申告書第一表の**所得から差し引かれる金額**「合計」⑤に、これまで申告書第一表の**所得から差し引かれる金額**の⑩から⑭に記載した金額の合計額を書いてください。

所得から差し引かれる金額

この社会あなたの税がいきっている



税金の計算

(1) 課税される所得金額

[課税される所得金額の計算]

申告書第一表の**税金の計算**「課税される所得金額(⑨ - ⑳)又は第三表」㉔ に、申告書第一表の⑨の金額から⑳の金額を差し引いた金額(1,000円未満の端数を切り捨てた金額)を書いてください。

申告書第一表の⑨の金額から⑳の金額を差し引いた金額が1,000円未満の場合(赤字の場合も含まれます。)は、記入の必要はありません。

変動所得や臨時所得について平均課税を選択する方は、「**変動所得・臨時所得の平均課税の計算書**」で計算します。

詳しくは、「**変動所得・臨時所得の説明書**」(税務署に用意しています。)を参照してください。

また、**申告分離課税の所得がある方は**、申告書第三表(分離課税用)で計算しますので、記入の必要はありません。

(2) 課税される所得金額に対する税額

[課税される所得金額に対する税額の計算]

申告書第一表の**税金の計算**「課税される所得金額(⑨ - ⑳)又は第三表」㉔ の金額に税率を乗じた金額が、課税される所得金額に対する税額です。

下の税額表を参照し、計算してください。

ただし、**申告分離課税の所得がある方は**、申告書第三表(分離課税用)で計算します。

平成13年分 **所得税の税額表**

課税される所得金額	A (税率)	B (控除額)
1,000円 ～ 3,299,000円	10%	0円
3,300,000円 ～ 8,999,000円	20%	330,000円
9,000,000円 ～ 17,999,000円	30%	1,230,000円
18,000,000円～	37%	2,490,000円

課税される所得金額 (申告書第一表の⑳)	× A - B	円	課税される所得金額に対する税額
-------------------------	---------	---	-----------------

[申告書の書き方]

申告書第一表の**税金の計算**「上の㉔に対する税額又は第三表の」㉔ に課税される所得金額に対する税額を転記してください。

申告分離課税の所得がある方は、申告書第三表(分離課税用)で計算した税額を書いてください。

(3) 配当控除

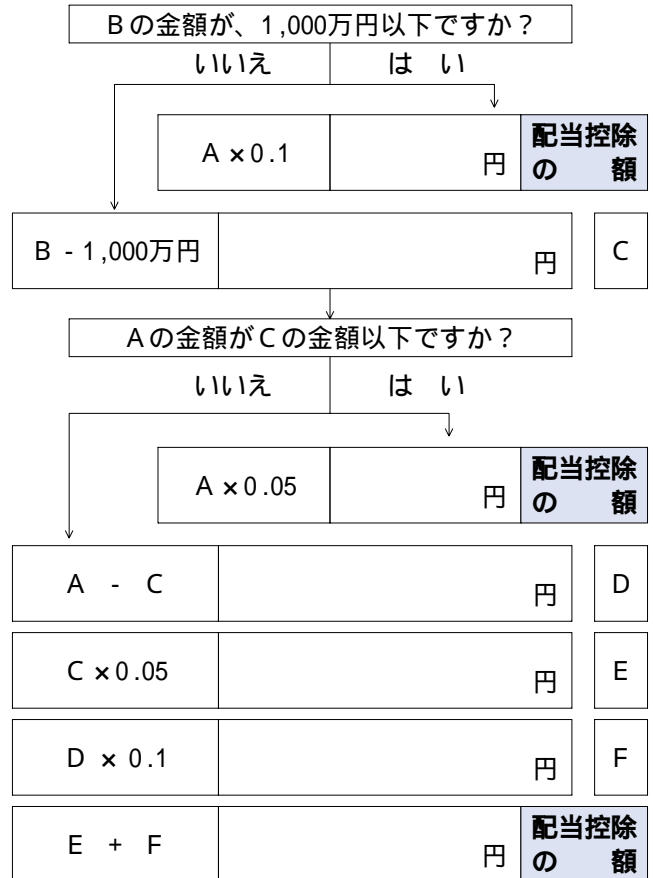
総所得金額のうち、内国法人(特定目的会社及び証券投資法人を除きます。)から支払いを受ける配当(建設利息や基金利息、確定申告をしないことを選択した配当を除きます。)や特定株式投資信託及び私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得がある場合には、所定の金額が控除されます。

[控除額の計算]

控除額は、次のとおり計算します。

配当所得の金額 (申告書第一表の⑤)	円	A
課税される所得金額 (申告書第一表の⑳)	,000円	B

申告分離課税の所得がある方は、計算が異なる場合があります。詳しくは、税務署(所得税担当)におたずねください。



私募証券投資信託等の収益の分配がある方は、「**私募証券投資信託等に係る配当控除額の計算書**」で計算します。

詳しくは、「**私募証券投資信託等に係る配当控除を受けられる方へ**」(税務署に用意しています。)を参照してください。

私募証券投資信託等とは、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託以外の投資信託(特定株式投資信託を除きます。)のうち、特定外貨建証券投資信託と公募投資信託及び国外公募投資信託以外のものをいいます。

[申告書の書き方]

申告書第一表の**税金の計算**「配当控除」㉔ に**配当控除の額**を転記してください。

(4) 「㉔」欄

事業を営む青色申告者の方で「**試験研究費の額が増加した場合等の所得税額の特別控除**」など租税特別措置法第10条から第10条の7に規定する税額控除の適用を受ける方は、申告書第一表の**税金の計算**の㉔の左側空欄に「投資・リース税額等」と、「区分」の「1」と書き、㉔に控除額を書いてください。

また、申告書第二表の「**特例適用条文等**」に該当条文を書いてください。

(5) 住宅借入金(取得)等特別控除

一定の要件に当てはまる家屋の新築、購入又は増改築等をして、平成8年1月から平成13年12月までの間にあなたが居住した場合(新築、購入又は増改築等の日から6か月以内に居住した場合に限ります。)で、その家屋の新築、購入又は増改築等のための借入金等があるなど一定の要件を満たすときに控除を受けられます。

所得制限等により適用できない場合がありますので、詳しくは、「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」(税務署に用意しています。)を参照してください。

[申告書の書き方]

住宅借入金(取得)等特別控除を受ける方は、申告書第一表の税金の計算「住宅借入金(取得)等特別控除」⑩に「住宅借入金(取得)等特別控除額の計算明細書」(計算明細書を作成する必要のない方は次の計算式)で計算した住宅借入金(取得)等特別控除額を転記してください。

また、申告書第二表「特例適用条文等」に「居住開始年月日」を書いてください。

計算式

住宅借入金等の年末残高の合計額	①	円
居住開始年月日	平成 年 月 日	

居住開始が平成11年以後の方

①×1% (最高50万円)

居住開始が平成10年以前の方

①が2,000万円以下のときは①×1%、①が2,000万円を超えるときは①×0.5%+10万円 (最高25万円)

居住開始が平成11年1月1日から同年3月31日までの方で経過措置の計算方法を選択した方、又は震災被災者の再取得等の方

①が1,000万円以下のときは①×2%、①が1,000万円を超え2,000万円以下のときは①×1%+10万円、①が2,000万円を超えるときは①×0.5%+20万円 (最高35万円)

(6) 政党等寄付金特別控除

特定の政治献金のうち政党や政治資金団体に対するものについて政党等寄付金特別控除を受けられます。

なお、その政治献金について寄付金控除(21ページ参照)を受けた場合には、重ねてこの控除を受けることはできません。

詳しくは、「政党等寄付金特別控除を受けられる方へ」(税務署に用意しています。)を参照してください。

[申告書の書き方]

申告書第一表の税金の計算「政党等寄付金特別控除」⑪に、「政党等寄付金特別控除額の計算明細書」の⑫の金額を転記してください。

(7) 差引所得税額

税金の計算の「上の⑮に対する税額又は第三表の⑲」⑳から「配当控除」㉔、「(投資・リース税額等控除)」㉕、「住宅借入金(取得)等特別控除」㉖、「政党等寄付金特別控除」㉗を差し引いた金額です。

[申告書の書き方]

差引所得税額が黒字の場合には、申告書第一表の税金の計算「差引所得税額(㉗-㉘-㉙-㉚-㉛)」㉜にそのままの金額を書いてください。

差引所得税額が赤字の場合には、申告書第一表の税金の計算「差引所得税額(㉗-㉘-㉙-㉚-㉛)」㉜に「0」と書いてください。

(8) 災害減免額

災害減免額は、平成13年分の合計所得金額(21ページ参照)が1,000万円以下の方が災害により住宅や家財について損害を受け、その損害額(保険金、損害賠償金などで補てんされる部分を除きます。)が、住宅や家財の価額の2分の1以上の場合に税金の減免を受けられます。

なお、その損害について雑損控除(17ページ参照)を受けた場合には、重ねてこの減免を受けることはできません。

[控除額の計算]

災害減免額は、次のとおり計算します。

差引所得税額 (申告書第一表の㉜)	円	A
----------------------	---	---

合計所得金額	災害減免額
~5,000,000円	Aの金額 _____円
5,000,001円 ~7,500,000円	A×0.5 _____円
7,500,001円 ~10,000,000円	A×0.25 _____円

[申告書の書き方]

申告書第一表の税金の計算「災害減免額、外国税額控除」㉝~㉞の災害減免額の文字を○で囲み、災害減免額を転記してください(外国税額控除がある場合には、合計額を書いてください)。

(9) 外国税額控除

その年において納付する外国所得税がある場合などに控除されます。

[申告書の書き方]

申告書第一表の**税金の計算**「災害減免額、外国税額控除」³³～³⁴の外国税額控除の文字を○で囲み、「**外国税額控除に関する明細書**」の⑨の金額を転記してください(災害減免額がある場合には、合計額を書いてください。)

(10) 再差引所得税額

税金の計算の「差引所得税額(27 - 28 - 29 - 30 - 31)」³²から「災害減免額、外国税額控除」³³～³⁴を差し引いた金額です。

[申告書の書き方]

再差引所得税額が黒字の場合には、申告書第一表の**税金の計算**「再差引所得税額(32 - 33 - 34)」³⁵にそのままの金額を書いてください。

再差引所得税額が赤字の場合には、申告書第一表の**税金の計算**「再差引所得税額(32 - 33 - 34)」³⁵に「0」と書いてください。

外国税額控除を受ける方で、外国所得税の納付が国外所得の発生した翌年となる場合には、書き方が異なることがあります。詳しくは、税務署(所得税担当)におたずねください。

(11) 定率減税額

「再差引所得税額(32 - 33 - 34)」³⁵からその20%相当額(最高25万円)が控除されます。

[定率減税額の計算方法]

定率減税額は、次のとおり計算します。

再差引所得税額 (申告書第一表の ³⁵)	円	A
$A \times 0.2$ (赤字のときは0)	円	B
Bと25万円のいずれ か少ない方の金額	円	定率減税額

[申告書の書き方]

申告書第一表の**税金の計算**「定率減税額」³⁶に**定率減税額**を転記してください。

年末調整を受けた給与所得のある方も、「給与所得の源泉徴収票」の「(摘要)」欄に記載されている「年調定率控除額」でなく、上で求めた**定率減税額**を転記してください。

(12) 源泉徴収税額

源泉徴収された税額がある場合に控除します。

[申告書の書き方]

申告書第二表の「**所得の内訳(源泉徴収税額)**」に所得の種類、種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称、収入金額、源泉徴収税額を、また、「³⁷源泉徴収税額の合計額」に源泉徴収税額の合計額を書いてください。

同じ種類の所得が数多くあるため「**所得の内訳書**」を添付する場合には、申告書第二表の「**所得の内訳(源泉徴収税額)**」には所得の種類ごとに源泉徴収税額の合計額を書いてください。

申告書第一表の**税金の計算**「源泉徴収税額」³⁷に申告書第二表の「³⁷源泉徴収税額の合計額」を転記してください。

(13) 申告納税額

税金の計算の「再差引所得税額(32 - 33 - 34)」³⁵から「定率減税額」³⁶、「源泉徴収税額」³⁷を控除した金額です。

[申告書の書き方]

申告納税額が黒字の場合には、申告書第一表の**税金の計算**「申告納税額(35 - 36 - 37)」³⁸に100円未満の端数を切り捨てた金額を書いてください。

申告納税額が赤字の場合には、申告書第一表の**税金の計算**「申告納税額(35 - 36 - 37)」³⁸にそのまま金額の頭部に を付した金額を書いてください。

(14) 予定納税額

前年に一定額の所得税があった方については、前年の所得などを基にして計算した予定納税額を7月と11月に納めていただくことになっています。

なお、予定納税のある方は、税務署から通知してあります。

[申告書の書き方]

税務署から通知を受けた第1期分と第2期分の予定納税額がある方は、実際に納めたかどうかにかかわらず、申告書第一表の**税金の計算**「予定納税額(第1期分・第2期分)」³⁹に、税務署から通知を受けた第1期分と第2期分の合計額を書いてください。

税務署から申告書用紙が送付されている方は、印字されていますので、書いていただく必要はありません。

(15) 第3期分の税額

税金の計算の「申告納税額(35 - 36 - 37)」³⁸から「予定納税額」³⁹の金額を控除した金額です。

[申告書の書き方]

第3期分の金額が黒字の場合には、申告書第一表の**税金の計算**「第3期分の税額(38 - 39)・納める税金」⁴⁰に100円未満の端数を切り捨てた金額を書いてください。

第3期分の金額が赤字の場合には、申告書第一表の**税金の計算**「第3期分の税額(38 - 39)・還付される税金」⁴¹にそのままの金額を書いてください。

その他(申告書第一表)

(1) 配偶者の合計所得金額^{④②}

配偶者特別控除(23ページ参照)の適用を受ける場合に配偶者の合計所得金額を書いてください。

(2) 専従者給与(控除)額の合計額^{④③}

青色事業専従者や白色事業専従者がある場合に、青色申告決算書や収支内訳書から給与額又は控除額を転記してください。

(3) 青色申告特別控除額^{④④}

青色申告決算書から、青色申告特別控除額を転記してください。

(4) 雑所得・一時所得の源泉徴収税額の合計額^{④⑤}

源泉徴収された金額のうち、雑所得、一時所得の金額に対するものがある場合にその合計額を書いてください。

(5) 未納付の源泉徴収税額^{④⑥}

還付申告の方で、支払者において未払いとなっている収入金額に対する源泉徴収税額のうち、支払者において納付していない源泉徴収税額を書きます。

納付されていない源泉徴収税額については、実際に納付された後、「源泉徴収税額の納付届出書」(税務署に用意しています。)を提出して還付を受けてください。

(6) 本年分で差し引く繰越損失額^{④⑦}

平成13年分の所得金額から差し引いた繰越金額を書きます。

なお、申告書第四表(損失申告用)と一緒に提出する方は、この欄は書きません。

還付される税金の受取場所

(1) 銀行等の口座への振込みを希望する場合

申告書第一表の「還付される税金の受取場所」に振込みを希望する銀行等の名称(当てはまる文字を○で囲んでください。)口座番号を書いてください。

また、預金種類欄には、該当する預金種類の下に印を点線に沿って書いてください。

なお、預金口座は、あなたの名義の口座に限ります。

(2) 郵便局の窓口での受取りを希望する場合

申告書第一表の「還付される税金の受取場所」に、受取りを希望する郵便局名のみを書いてください。

(3) 通常貯金への振込みを希望する場合

通常貯金(振替預入契約をしているものに限ります。)への振込みを希望する場合には、申告書第一表の「還付される税金の受取場所」に、受取りを希望する郵便局名に併せて、その通常貯金の記号番号を書いてください。

なお、貯金口座はあなたの名義の口座に限ります。

(「納付書送付依頼書・預貯金口座振替依頼書」裏面)

切—り—と—り—線

延 納 の 届 出

確定申告により所得税を納付する場合に、その所得税額の2分の1以上を3月15日までに納付すれば、残額については、5月31日まで延納が認められます。
 なお、延納期間中は利子税がかかります(6ページ参照)。

[延納届出額の計算]

延納届出額は、次のとおり計算します。

第3期分の税額・納める税金 (申告書第一表の ^{④①})	円	A
A × 0.5以下の金額 (千円未満の端数切捨て)	_____,000円	B
A - B	円	申告期限までに納付する金額

[申告書の書き方]

申告書第一表の「延納の届出」に「申告期限までに納付する金額」^{⑤①}に上で求めた「申告期限までに納付する金額」を、また、「延納届出額」^{⑤②}に「B」を転記してください。

約 定

- 1 預貯金の支払手続きについては、当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が支払うべき当座小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。
- 2 指定預貯金残高が振替日において、納付書の金額に満たないときは、私に通知することなく納付書を返却されても差し支えありません。
- 3 この口座振替契約は貴店(組合)が相当の事由により必要と認めた場合には、私に通知されることなく解除されても異議はありません。
- 4 この口座振替契約を解除する場合には、私から(納税貯蓄組合長を経由して)指定した金融機関並びに税務署あて文書により連絡します。
- 5 この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には、迷惑をかけません。

振替納税のお申込方法

申告所得税の振替納税をご利用になる場合には、下の「納付書送付依頼書・預貯金口座振替依頼書」を手引きから切り離した上、必要事項を記入し、預金通帳に使用している印鑑を押して金融機関へ提出するか、確定申告書と一緒に税務署へ提出してください。

既に振替納税をご利用の方は提出の必要はありません。ただし転居等により、申告書の提出先の税務署が変わった場合には、振替納税継続の手続きが必要となります。

《記載例》

(金融機関経由印) 納付書送付依頼書

○ 税務署長 殿 氏名 (名称) 国税 太郎 印

私が納付する [申告所得税 (1期分、2期分、3期分(期限内申告分、延納分))、 消費税及地方消費税 (中間申告分、確定申告分(期限内申告分))] について、平成 XX年 X月 X日以降納期が到来するものを、口座振替により納付したいので、納付税額等必要な事項を記載した納付書は、指定した金融機関あて送付して下さい。

※税務署 整理欄 (録) (税目) (振替) (期) (入金) (自付) (監査) (送付) (日付)

金融機関名 銀行・金庫 信用組合 漁協・農協 本店・支店 本所・支所 御 中

郵政事業庁長官

住 (〒 XXX-XXXX) 電話 XX (XXXX) XXXX
所 (申告納税地) ○○市 △△区 X-X-X-X
氏 (フリガナ) フリガナ (金融機関経由印) 国税 太郎 印
銀行等 預金の種類 ①普通 ②当座 ③納税準備
口座番号 X X X X X X X X
記号番号 1 0
郵便局 (新総合通帳)

税務署から私名義の納付書が貴店(組合)又は郵便局に送付されたときは、私名義の上記の預貯金から次のとおり口座振替により納付することとしたので、裏面約定を承認の上(郵便局の場合は除く。)依頼します。

1 対象税目 申告所得税 (1期分、2期分、3期分(期限内申告分)、延納分)
 消費税及地方消費税 (中間申告分、確定申告分(期限内申告分))
2 振替納付日

切—り—と—り—線

(金融機関経由印)

納付書送付依頼書

税務署長 殿 氏名 (名称) 印

私が納付する [申告所得税 (1期分、2期分、3期分(期限内申告分)、延納分)、 消費税及地方消費税 (中間申告分、確定申告分(期限内申告分))] について、平成 年 月 日以降納期が到来するものを、口座振替により納付したいので、納付税額等必要な事項を記載した納付書は、指定した金融機関あて送付して下さい。

※税務署 整理欄 (録) (税目) (振替) (期) (入金) (自付) (監査) (送付) (日付)

預貯金口座振替依頼書

金融機関名 銀行・金庫 信用組合 漁協・農協 本店・支店 本所・支所 御 中

郵政事業庁長官

住 (〒 -) 電話 ()
所 (申告納税地)
氏 (フリガナ) (金融機関経由印)
銀行等 預金の種類 1普通 2当座 3納税準備
口座番号
記号番号 1 0
郵便局 (新総合通帳)

金融機関 使用欄

税務署から私名義の納付書が貴店(組合)又は郵便局に送付されたときは、私名義の上記の預貯金から次のとおり口座振替により納付することとしたので、裏面約定を承認の上(郵便局の場合は除く。)依頼します。

- 1 対象税目 申告所得税 (1期分、2期分、3期分(期限内申告分)、延納分)
 消費税及地方消費税 (中間申告分、確定申告分(期限内申告分))
- 2 振替納付日
納期の最終日(休日の場合は翌取引日)
但し、納付の日が納期限後となる場合で、法令の規定によりその納付が納期限においてされたものとみなされるときは、貴店(組合)又は郵便局に納付書が到達した日から2取引日を経過した最初の取引日まで。

(記載欄の説明)

「納付書送付依頼書」

- 宛て先欄
申告書の提出先の税務署名を書いてください。
- 氏名欄
所得税を納税する方の氏名を記入した上、印鑑を押してください。
- 対象税目欄
口座振替を利用する税目の に✓してください。

「預貯金口座振替依頼書」

- 年月日欄
ご利用申込日を書いてください。
- 金融機関名欄
ご利用になる金融機関の名称及び支店名等を書いてください。
- 住所欄
あなたの住所を書いてください。
なお、申告書に記入した住所と異なる場合には、住所欄の「(申告納税地)」欄に、申告書記載の住所を書いてください。
- 氏名欄
ご利用になる預貯金口座の名義を書いてください。
- 金融機関お届け印欄
金融機関にお届けの印鑑を押してください。
- 預金の種類・口座番号欄
銀行等をご利用の場合、預金通帳等を参考に、預金種類、口座番号を書いてください。
- 記号番号(新総合通帳)欄
郵便局をご利用の場合、ご利用の貯金通帳に記載されている通帳の記号番号を書いてください。
- 対象税目欄
口座振替を利用する税目の に✓してください。
その他記載例を参考にしてください。

切—り—と—り—線

振替納税は、全国の銀行、信用金庫、信用組合、農協、漁協及び郵便局でご利用になれます。

銀行等の場合には、普通預金、当座預金、納税準備預金等が、また、郵便局の場合には、通常貯金がご利用になれます。

定期預貯金及び貯蓄預金等ではご利用になれません。

住民税 事業税に関する事項(申告書第二表)

所得税の確定申告書を提出した方は、改めて住民税や事業税の申告書を提出する必要はありません。

それは、住民税や事業税の税額は、所得税の申告書に記載された所得の金額その他の事項を基に、都道府県や市区町村が税額を計算してそれぞれ納税者に通知することになっているためです。

ただし、次の事項については、**所得税と住民税や事業税とは、その取扱いが異なっているため**、申告書の当てはまる欄に必要な事項を書いてください。

なお、所得税の確定申告書を提出する義務のない方については、原則として住民税や事業税の申告書を提出する必要がありますが、提出しなくてよい場合がありますので、詳しくは市区町村又は都道府県におたずねください。

(1) 給与所得以外の住民税の徴収方法の選択

給与所得者が**給与以外の所得に対する住民税**を、給与から差し引くことを希望する場合には申告書第二表の「**給与から差引き**」(特別徴収)の に✓を、また、給与から差し引かないで別に納付することを希望する場合には「**自分で納付**」(普通徴収)の に✓してください。

(2) 別居の控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所

控除対象配偶者・扶養親族のうち、**別居している**人の氏名と住所を書いてください。

(3) 所得税で控除対象配偶者などとした専従者

青色申告者である事業主と生計をともにする配偶者やその他の15歳以上の親族で、給与の支払いを受けてその事業にもっぱら従事している方のうち、青色事業専従者として届出をしていない方を、**所得税では配偶者控除や扶養控除の対象とした場合でも、住民税と事業税では青色事業専従者とすることができます。**

これに該当する専従者がある場合には、その方の氏名と給与の額を申告書第二表の当てはまる欄に書いてください。

(4) 住民税

イ 配当に関する住民税の特例

次の計算をした金額を申告書第二表の当てはまる欄に転記してください。

確定申告した 配当所得	円	A
Aのうち確定申告しなくてもよい少額配当所得	円	B
所得税で源泉分離課税を選択した配当所得	円	C
Cのうち国外発行の株式の配当所得に係る外国所得税の額	円	D
A - B + C - D	円	配当に関する住民税の特例

住民税においては、所得税において確定申告をしないことを選択できる少額配当所得については、課税されません。また、所得税で源泉分離課税を選択した配当所得については、他の所得と総合して課税されます。この場合、国外発行の株式に係る配当所得については、外国所得税の額が控除されます。

ロ 非居住者の特例

前年中の非居住者(国内に住所を有しない方等のこと)であった期間内に生じた国内源泉所得の金額のうち所得税で源泉分離課税された金額を申告書第二表の当てはまる欄に書いてください。

(5) 事業税

イ 事業税は、事業の種類により税率等が異なり、また、非課税の事業もあります。次の(イ)及び(ロ)に該当する方は、申告書第二表の「非課税所得など」欄に、該当する番号とその所得金額を書いてください。

(イ) 複数の事業を兼業している方で、そのうち次に掲げる事業より生ずる所得がある場合

- 1 畜産業(農業に付随して行うものを除きます。)から生ずる所得
- 2 水産業(小規模な水産動植物の採捕の事業を除きます。)から生ずる所得
- 3 薪炭製造業から生ずる所得
- 4 助産婦業から生ずる所得
- 5 あんま、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業(両眼の視力を喪失した者その他両眼の視力0.06以下の者が行うものを除きます。)から生ずる

る所得

6 装蹄師業から生ずる所得

(ロ) 次に掲げる所得（非課税所得）がある場合

7 林業から生ずる所得

8 鉱物掘採（事）業から生ずる所得

9 社会保険診療報酬等に係る所得

10 外国での事業に係る所得（外国に有する事務所等で生じた所得）

11 地方税法第72条に定める個人の行う事業

（ ）に該当しないものから生ずる所得

ロ 損益通算の特例適用前の不動産所得

事業税では、不動産所得の赤字の金額のうち土地等を取得するために要した負債の利子の部分についても、損益通算の対象となります。これに該当する金額がある場合には、申告書第二表の「損益通算の特例適用前の不動産所得」欄にその金額を書いてください。

ハ 技術等海外取引に係る所得の特別控除など

所得税で青色申告者に認められている「技術等海外取引に係る所得の特別控除」は、事業税では認められません。これに該当する金額がある場合には、申告書第二表の「技術等海外取引に係る所得の特別控除など」欄にその金額を書いてください。

ニ 不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額

所得税で青色申告者に認められている「青色申告特別控除」は、事業税では認められません。これに該当する金額がある場合には、申告書第二表の「不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額」欄にその金額を書いてください。

ホ 事業用資産の譲渡損失など

事業税が課税される事業に使っていた機械装置や車両運搬具などの事業用資産（土地、構築物、建物、無形固定資産を除きます。）をその事業に使わなくなってから1年以内に譲渡した場合の譲渡損失は、損失の生じた年（青色申告書を提出することが認められている場合に限り）の翌年以後連続して申告を行う場合に限り、事業税でも翌年以後3年間に繰り越して控除することができます。これに該当する損失がある場合には、申告書第二表の「事業用資産の譲渡損失など」欄にその損失の金額を書いてください。

また、事業税が課税される事業の所得が赤字で、そのうち災害により生じた棚卸資産や事業用資産等の損失が含まれているときは、損失の生じた年の後の年分につき連続して申告を行う場合に限り、その損失等の額は、事業税でも翌年以後3年間繰り越して控除することができます。これに該当する損失が

ある場合には、申告書第二表の「事業用資産の譲渡損失など」欄にその損失の金額を書いてください。

ヘ 前年中の閑（廃）業

平成13年の途中で開業又は廃業した場合には、申告書第二表の「前年中の閑（廃）業」欄の開始、廃止の該当する文字を○で囲み、その月日を書いてください。

ト 他都道府県の事務所等

事業税では、事業所等が所在する都道府県により課税され、また、複数の都道府県に事務所がある場合には、所得金額をその事務所等の従業者数で分けて課税されます。他の都道府県に事務所又は事業所がある場合には、申告書第二表の「他都道府県の事務所等」欄の に✓してください。

お分かりにならない点がありましたら、各県税事務所におたずねください。なお、各県税事務所等からも事業税の課税に関して必要な事項（複数の都道府県の事務所等がある場合の所在地・各月の末日現在の従業者数など）をおたずねすることがあります。

（ 地方税法第72条に定められている事業 ）

物品販売業	問屋業	弁護士業
保険業	両替業	司法書士業
金銭貸付業	公衆浴場業	行政書士業
物品貸付業	演劇興行業	公証人業
不動産貸付業	遊技場業	弁理士業
製造業	遊覧所業	税理士業
電気供給業	商品取引業	公認会計士業
土石採取業	不動産売買業	計理士業
電気通信事業	広告業	社会保険労務士業
運送業	興信所業	コンサルタント業
運送取扱業	案内業	設計監督者業
船舶ていけい場業	冠婚葬祭業	不動産鑑定業
倉庫業	畜産業	デザイン業
駐車場業	水産業	諸芸師匠業
請負業	薪炭製造業	理容業
印刷業	医業	美容業
出版業	歯科医業	クリーニング業
写真業	薬剤師業	歯科衛生士業
席貸業	助産婦業	歯科技工士業
旅館業	あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業	測量士業
料理店業		土地家屋調査士業
飲食店業		海事代理士業
周旋業		印刷製版業
代理業		
仲立業		
		獣医業
		装蹄師業